

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【事業年度】 第90期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

【会社名】 日本化学産業株式会社

【英訳名】 NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳 澤 英 二

【本店の所在の場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 百 瀬 譲

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 百 瀬 譲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

日本化学産業株式会社大阪支店
(大阪市中央区上町一丁目23番10号)

日本化学産業株式会社名古屋支店
(名古屋市中区新栄二丁目16番13号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第86期	第87期	第88期	第89期	第90期
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高	(百万円)	25,539	20,761	17,667	19,090	19,671
経常利益	(百万円)	3,704	2,129	1,778	2,061	1,956
当期純利益	(百万円)	1,925	1,368	1,493	1,434	977
包括利益	(百万円)	1,868	1,220	1,968	1,970	2,007
純資産額	(百万円)	22,711	23,659	25,353	27,021	28,771
総資産額	(百万円)	28,986	28,802	30,436	32,236	34,269
1株当たり純資産額	(円)	1,152.57	1,196.02	1,276.62	1,356.77	1,440.91
1株当たり当期純利益金額	(円)	97.76	69.32	75.38	72.13	49.03
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)	78.4	82.1	83.3	83.8	84.0
自己資本利益率	(%)	8.77	5.90	6.10	5.48	3.50
株価収益率	(倍)	7.26	8.05	8.12	10.32	16.18
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,299	2,750	2,766	2,442	1,806
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	900	968	1,903	814	1,311
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	166	320	274	314	429
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	6,799	8,213	8,927	10,290	10,414
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	710 (139)	658 (127)	635 (110)	626 (116)	630 (116)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

4 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益の算定における期末株式数及び期中平均株式数については、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(第86期279,000株、第87期201,000株、第88期122,000株、第89期64,000株、第90期12,000株)を連結貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第86期	第87期	第88期	第89期	第90期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (百万円)	24,363	20,154	17,289	18,551	18,632
経常利益 (百万円)	3,282	2,152	1,912	2,166	2,059
当期純利益 (百万円)	1,664	1,481	1,495	1,528	1,508
資本金 (百万円)	1,034	1,034	1,034	1,034	1,034
発行済株式総数 (千株)	20,680	20,680	20,680	20,680	20,680
純資産額 (百万円)	21,688	22,877	24,347	25,876	27,776
総資産額 (百万円)	27,498	27,715	29,126	30,681	32,887
1株当たり純資産額 (円)	1,100.64	1,156.48	1,225.97	1,299.26	1,391.10
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	16.00 (8.00)	16.00 (8.00)	16.00 (8.00)	17.00 (8.00)	18.00 (9.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	84.50	75.03	75.46	76.88	75.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	78.9	82.5	83.6	84.3	84.5
自己資本利益率 (%)	7.91	6.65	6.33	6.09	5.62
株価収益率 (倍)	8.40	7.44	8.11	9.68	10.48
配当性向 (%)	18.9	21.3	21.2	22.1	23.8
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	333 (139)	340 (127)	337 (110)	330 (116)	329 (116)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

4 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益の算定における期末株式数及び期中平均株式数については、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(第86期279,000株、第87期201,000株、第88期122,000株、第89期64,000株、第90期12,000株)を貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数を控除しております。

5 第89期の1株当たり配当額17円には、日本化学産業株式会社の前身である柳澤有機化学工業所発足満75年の記念配当1円を含んでおります。

2 【沿革】

年月	事項
大正13年10月	東亜化学工業株式会社設立、洗剤・硬水軟化剤を販売。
昭和14年8月	現在の東京都足立区新田に当社創業者柳澤二郎、三郎両名が柳澤有機化学工業所を設立。
昭和21年4月	日本化学産業株式会社に改称、鍍金薬品・研磨剤・洗剤を販売。
昭和23年1月	柳澤有機化学工業所を買収し製造と販売の一元化を図る。
昭和27年6月	大阪支店を開設、名古屋以西の市場開拓を図る。
昭和31年12月	名古屋出張所開設。(昭和38年10月支店昇格)
昭和35年10月	埼玉県草加市に埼玉工場・研究所を建設。
昭和36年10月	当社株式、東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和38年7月	アルミスパンドレル成型加工・アルミ表面処理業務開始。
昭和42年1月	埼玉県草加市に青柳工場を建設。
昭和45年12月	アルミ製よろい戸を開発、製造販売をはじめめる。
昭和49年4月	組織の整理統合を図り事業部制導入、アルミ事業部発足。
昭和50年7月	薬品事業部発足。
昭和52年12月	福島県双葉郡広野町に福島工場(現第一工場)を建設。
昭和57年2月	株式会社川口ニッカ設立、試薬の製造販売を拡充。 (株式会社川口ニッカは平成3年5月より当社の無機薬品の製造受託を行っている。)
昭和63年4月	事業部制廃止。
平成3年3月	埼玉県北埼玉郡大利根町に大利根工場を建設。
平成10年8月	ISO9002薬品生産本部全品目認証取得。
平成11年4月	タイに子会社ネクサス・エレケミックCO.,LTD.(現連結子会社)を設立。
平成11年10月	ISO9002建材本部住宅建材製品認証取得。
平成12年5月	ISO14001埼玉・福島・大利根3工場及び総合研究所認証取得。
平成12年6月	タイに子会社サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.(現連結子会社)を設立。
平成12年11月	ISO9001建材本部認証取得。
平成13年11月	ISO14001青柳工場認証取得。
平成16年3月	ISO9001ネクサス・エレケミックCO.,LTD.認証取得。
平成16年12月	ISO9001薬品営業本部・総合研究所認証取得。
平成23年3月	福島県双葉郡楢葉町に福島第二工場を建設。
平成26年12月	ベトナムにハノイ駐在員事務所を開設。

3 【事業の内容】

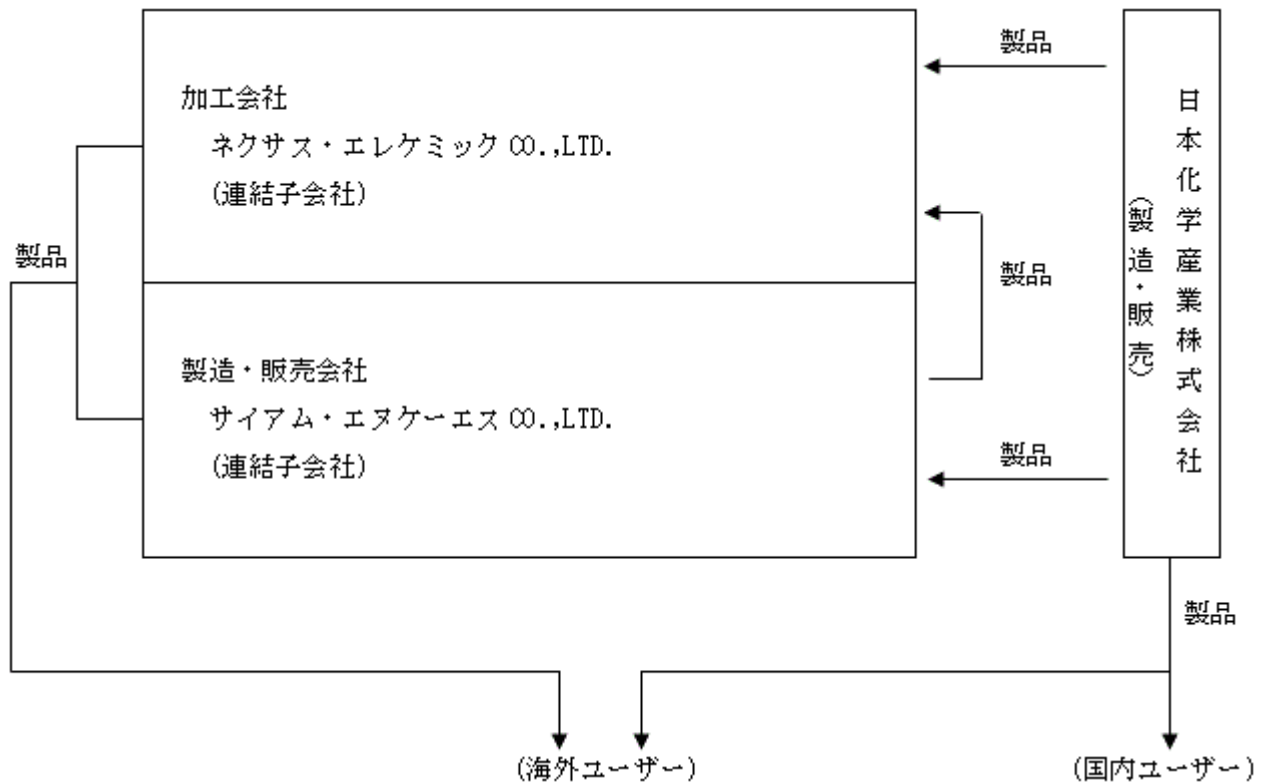
当社グループは、当社及び子会社3社により構成されており、薬品、建材の製造、販売を主な事業としております。

当社グループ事業における主な位置付け及びセグメントとの関連は次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

薬品事業 当社は薬品を製造販売しております。連結子会社であるサイアム・エヌケーエスCO.,LTD.は工業薬品を製造販売しており、ネクサス・エレケミックCO.,LTD.は、当社製品及びサイアム・エヌケーエスCO.,LTD.の製品を使用し、めっき加工を行っております。

建材事業 当社は建材を製造販売しております。

以上述べた事項の概要図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金	主要な事業の内容 (注)1	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の 関係
(連結子会社) ネクサス・エレケミック CO.,LTD. (注)2	タイ国 アユタヤ県	千タイバーツ 52,000	薬品事業	100	兼任2名	当社及び子会社サイ アム・エヌケー エスCO.,LTD.の製 品を使用しめっき 加工をしております。
(連結子会社) サイアム・エヌケーエス CO.,LTD. (注)2	タイ国 アユタヤ県	千タイバーツ 280,000	薬品事業	100	兼任2名	当社グループの工 業薬品のタイにお ける製造・販売拠 点であります。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当します。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
薬品事業	562 (68)
建材事業	53 (46)
全社(共通)	15 (2)
合計	630 (116)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

3 全社(共通)は、総務部等管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成27年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
329 (116)	41.8	17.1	5,639,450

セグメントの名称	従業員数(名)
薬品事業	261 (68)
建材事業	53 (46)
全社(共通)	15 (2)
合計	329 (116)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員は、臨時工及びパートタイマーであります。

3 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 全社(共通)は、総務部等管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合には、日本化学産業社員協議会(企業内組合)があり、平成27年3月31日現在の組合員数は232名であります。なお、労使関係は安定しており、特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済・金融政策を背景とした株価上昇、円安傾向継続により、緩やかな景気回復基調にはありましたが、消費税増税前の駆け込み需要の反動減や、海外現地生産の進展による輸出の伸び悩みに加え、原油安ではあるものの円安に伴う輸入物価の上昇や、消費税増税に伴う実質所得の減少を背景とした個人消費の低迷、中国経済の不透明感や欧州の景気低迷等による停滞もあり、依然として本格的な実体経済の回復までには至らない状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、新製品や新規用途開発品を中心とした販売・生産数量の確保・拡大、海外も含めての新規ユーザー開拓、タイの海外子会社における新製品の安定生産・販路拡大を目指すとともに、価格競争力を増すための全社挙げての低コスト体質強化および二次電池用正極材に関わる新規案件立上げへの迅速な対応に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は、前期比で581百万円 3.0%増の19,671百万円となりましたが、利益面では、建材事業の消費税増税前の駆け込み需要の反動減等の影響が長期化したことにより、営業利益が前期比163百万円 8.5%減の1,761百万円、経常利益が前期比105百万円 5.1%減の1,956百万円となりました。また、当期純利益は、前期比456百万円 31.8%減の977百万円と大幅な低下となりました。これは、前期に東京電力福島原子力発電所事故に伴う損害補償金252百万円を特別利益に計上しましたが、当連結会計年度では福島工場生産品が回復したことにより東京電力からの損害補償金が141百万円となり、さらに平成27年3月27日に既に東京証券取引所にて適時開示しておりますとあり、タイの海外子会社のネクサス・エレケミック社がパソコン関連需要の落ち込みや複数購買化・仕様変更等の影響が長期化し、同社の業績が低迷した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく減損の兆候が認められたことで、当期末において413百万円の減損損失を特別損失として計上し、さらに同社の繰延税金資産の内、52百万円を取り崩し、法人税等調整額に計上したことによりです。

セグメントの業績を示すと以下のとおりであります。

薬品事業

主力の薬品事業は、国内においては、納入先の複数購買化や生産拠点の海外シフトの影響等により伸び悩みましたが、前期に比して、非鉄金属相場上昇や円安により販売単価がアップしたこと、および海外においてはタイの海外子会社のサイアム・エヌケーエス社における新製品が軌道に乗り始めたことから、売上高は前期比817百万円 5.2%増の16,412百万円となりました。

利益面では、国内においては採算に影響のある電池用薬品等の主力製品の伸び悩みと夏場まで続いた原油価格高騰による一部原材料単価の上昇や電力費等経費の上昇を売価に全面的に反映しえず微増となり、タイの海外子会社においてもネクサス・エレケミック社が前述の影響により営業損失が拡大したものの、サイアム・エヌケーエス社の新製品の生産・販売が軌道に乗り始めたことから、子会社全体では営業損失が縮小し、全体的には利益面で若干改善したことから営業利益は前期比45百万円 3.7%増の1,280百万円になりました。

なお、平成26年11月5日に適時開示いたしました福島第一工場における二次電池用正極材の受託加工および福島第二工場の賃貸借契約につきましては、ほぼ計画通りに推移しております。受託加工に関しては、要員および生産設備増強等の体制が整ったことから平成27年4月以降本格稼働となり、賃貸借契約に関しても正式契約を締結しております。

建材事業

前期まで堅調な伸びを示していた建材事業は、工作機械向け制御盤用熱交換器が前期比で伸びたものの、消費税増税前の駆け込み需要の反動減の影響で新設住宅着工戸数が依然として低調に推移したことにより、住宅関係において主力製品である防火通気見切り縁が減少したことや新製品の伸び悩みがあり、売上高は前期比236百万円 6.8%減の3,258百万円となり、利益面でも、前述のように採算面で影響の大きい主力製品の防火通気見切り縁の減少等により、営業利益は前期比190百万円 17.2%減の920百万円という結果となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローで1,806百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローで1,311百万円減少、財務活動によるキャッシュ・フローで429百万円減少し、この結果、換算差額による影響なども含めると、当連結会計年度末は、前連結会計年度末に比べ124百万円増加し、10,414百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金は、1,806百万円の増加(前連結会計年度は2,442百万円の資金の増加)となりました。この主な要因は、法人税等の支払額875百万円、売上債権の増加額652百万円等による減少があったものの、税金等調整前当期純利益が1,670百万円、減価償却費773百万円、減損損失413百万円、棚卸資産の減少額215百万円等により資金が増加したことであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金は、1,311百万円の減少(前連結会計年度は814百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、定期預金の純増額171百万円、有形固定資産の取得による支出959百万円および、投資有価証券の取得による支出100百万円等があったことであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金は、429百万円の減少(前連結会計年度は314百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は配当金の支払額357百万円等があったことであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	10,979,621	6.7
建材事業	1,668,508	4.4
合計	12,648,129	5.1

- (注) 1 金額は製造原価で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	2,794,170	9.1
建材事業	184,444	5.6
合計	2,978,615	8.0

- (注) 1 金額は仕入価格で表示しており、セグメント間の内部取引はありません。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
薬品事業	16,412,836	5.2
建材事業	3,258,719	6.8
合計	19,671,556	3.0

- (注) 1 セグメント間の内部取引はありません。
2 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、欧州債務問題ならびに景気低迷、中国経済の成長率鈍化等を巡る不透明感などは払拭されず、為替動向の不安定感、産業の日本からの海外シフトの継続、各産業の国内外における競争激化等、事業環境の厳しさ、不安定感、およびリスクが一層強まることを前提とし、その中にあっても収益を確保できる体制の構築を進めます。

薬品事業におきましては、安価原料・リサイクル原料の更なる活用拡大をはじめ、生産体制・生産効率の見直し等による大幅なコスト引き下げの実現を通じた収益基盤の基礎固めを確立しつつ、環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材、プリント基板用薬品等での当社独自技術に基づく新製品の開発や新規事業の開拓を、緊密な連携に基づくグローバルな開発・生産・販売体制のもとでスピーディーに展開するとともに、二次電池用正極材の受託加工を本格化して行くこと等を通して、強固な収益体質の確立と収益の確保および拡大に努めてまいります。

建材事業におきましては、消費税増税前の駆け込み需要の反動からの回復動向、また同税の再増税の影響等を踏まえつつ、ニーズに応える多様な新製品群の実現および新たな得意先の開拓等を通して一定の収益水準を維持、拡大できる体制づくりに引き続き努めてまいります。

グローバル化が一段と進展し競争が激化するなか、当社グループ全体として事業環境等の変動リスクに迅速かつ的確に対応できる一層強靱な事業体質・収益力を構築し、薬品・建材両事業の販売および生産すべてにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって「新たな価値」を創出し、これを市場および顧客の皆様へ提供することを通して、業績の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を確実なものとしたたく考えております。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収が行われるリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当又は高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様を買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

したがって、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として昭和21年2月に設立された、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所とを昭和23年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ、今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気(換気)・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ及びそれに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいております。

当社の「経営方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保又は向上していくことにあります。その実現のため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場ニーズを的確に捉えた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、引き続き業績の維持・向上を図ってまいります。

一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での生産品目追加や福島第一工場での電池材料受託加工等の生産増強等を主体として、国内4工場に海外子会社を加えた「5工場」でのグローバルな生産・販売体制を構築・拡大するとともに、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築してまいります。また、これらを背景として、新規需要が期待される環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材、プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品の更なる開発・販売促進を行うことも、当面の最重要課題であると考えております。

また、当社グループ全体として事業環境、自然災害等の変動リスクに的確かつ迅速に対応すべく、東日本大震災及びタイ洪水における教訓を踏まえた事業継続計画(BCP)を定着・実行するとともに、一層強靱な事業体質・収益力を構築し、薬品及び建材事業の販売及び生産全てにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって、「新たな価値」を創出し、これを顧客の皆様へ提供することを通して、業績の回復とその後の持続的な成長を確かなものとしたと考えております。当社はこれらの施策を実行、達成することにより、必ずや企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コーポレート・ガバナンスに関する取組の詳細につきましては、「第4 6コーポレート・ガバナンスの状況」に記載しております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を組織いたしました。月1回、同委員会を開催しコンプライアンスに抵触する案件がないのかチェックするとともに、同委員会において作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全役員及び従業員へ配布し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動し、この姿勢を継続することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力していく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年5月24日開催の取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用した信託型ライツ・プラン(以下「第三回信託型ライツ・プラン」といいます。)を設定することと決議し、同年6月28日開催の当社第87回定時株主総会にて、株主の皆様のご承認をいただきました。第三回信託型ライツ・プランの有効期間が、平成27年6月30日をもって満了するため、同年5月14日開催の取締役会において、第四回信託型ライツ・プラン(以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。)を設定することを決議し、同年6月26日開催の第90回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の所有者及びその共同所有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行する仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様とその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与え得る影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。

当社は、三井住友信託銀行株式会社に対して、(a)大規模買付者グループに属する者による新株予約権の行使を認めない旨の条項及び(b)当社が大規模買付者グループに属する者以外の者から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項(取得条項)等を付した新株予約権を無償で発行いたします。本

信託型ライツ・プランに係る新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の募集事項は以下のとおりです。

(本新株予約権募集事項)

- (1) 申込期日
平成27年6月29日
- (2) 割当日(会社法第238条第1項第4号に定義される。)
平成27年6月29日
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - 2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により対象株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
 - 3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、新株予約権1個当たり1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映した上で、調整後対象株式数を算出するものとする。
 - 4) 上記3)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。
資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき。
- (4) 本新株予約権の総数
25,000,000個
- (5) 各本新株予約権の払込価額
無償とする。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円とする。
- (7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所
三井住友信託銀行株式会社 本店
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- (8) 本新株予約権の行使期間
平成27年7月1日から平成30年6月30日(ただし、平成30年6月30日以前に権利発動事由(下記(9)1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間を経過した日)までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

1) 下記 乃至 に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、

(ア) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下本(ア)において同じ。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認められた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、

又は、

(イ) 当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。)に係る株券等の議決権割合が、その者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の開始公告を行ったことを示す公表(ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められた開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点それぞれ「権利発動事由発生時点」という。)

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)に属する者以外の者のみが、下記(14)及び(15)に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大規模買付者グループには、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認められた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認められた者(当社取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者が否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引又は契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成の有無や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当する者か否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)。)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)に定義される。)を総称して「大規模買付者」という。

当社又は当社の子会社

当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨、当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨、当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者から当該信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)

上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会が、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)

- 2) 上記1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。

当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること

当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得することができないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収(第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。)等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること

当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含むがこれに限られない。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること

上記 乃至 のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること

- 3) 上記2)のほか、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合であって、(i)当該大規模買付け等が、当社が発行者である普通株式全てを対象として現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収(第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。)等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、及び(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものであるとの条件をいずれも満たした場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。
- 4) 上記2)及び3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社において履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務

は負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- 5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記1) に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。
- 6) 新株予約権者が、上記1)から5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(10) 本新株予約権の取得事由及び条件

- 1) 当社は、権利発動事由発生時点以降、上記(8)所定の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記(9)に従い本新株予約権を行使することができる者及び上記(9)4)により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する本新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。
- 2) 上記1)のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の 又は の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、本新株予約権の全部を無償で取得する。

権利発動事由が生じた場合であって、上記(9)2)又は3)に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合

当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合

上記 乃至 のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

当社の株主総会が、本新株予約権の全部を無償で取得すべき旨について、会社法第309条第1項所定の方法により決議した場合

(11) 取得の対価として交付される株式の種類及び数

- 1) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は、当社普通株式とする。
- 2) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により交付株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、11株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映した上で、調整後交付株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。
資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、交付株式数の調整を必要とするとき

(12) 合併吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転時における、本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の1)から5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該1)から5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に対し、下記 乃至 の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記 乃至 の各号の決定方針に沿う記載のある当該1)から5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約

2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約

3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社：新設分割計画

4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約

5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社：株式移転計画

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類

存続株式会社等の普通株式

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数

合併等の条件等を勘案の上、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等

上記(8)乃至(11)等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。

当社取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記(16) 乃至 の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

(13) 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における、増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(14) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて、新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

(15) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(14)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着し

た時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(16) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、適用ある外国の法令の管轄地域に所在する者であり、上記(9)4の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2、3)又は5の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書(下記 乃至 についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が譲渡人によって提出されていること

譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと

譲受人が当該管轄地域に所在せず、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと

譲受人が上記 及び に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと

(17) 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

(18) 割当先(予定)

三井住友信託銀行株式会社

(19) 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値の向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの強化等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記(3)の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付を防止するものでありますことから、上記(3)の取組みは、上記(1)の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記(3)の取組みは、以下の 乃至 から、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは、一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し株主総会の特別決議を取得することを予定しております。

合理的な客観的解除要件の設定

前述のように、本新株予約権は、買収提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合には行使することができないように、客観的な条件が定められています。

本新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、前述のとおり、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる特別委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

新株予約権の無償取得可能性の確保(デッドハンド性の否定)

当社取締役会は、本新株予約権を行使することができないと判断する場合には、本新株予約権の権利発動事由発生時点を先送り等しない限り、原則として当社が本新株予約権を無償にて取得することを決議しなければなりません。

これに加え、当社取締役会は、一定の場合には、いつでも当社が本新株予約権を取得することを決議することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、大規模買付者グループにより選任された取締役によって構成される当社取締役会であってもかかる権限を有するため、議決権行使を通じて株主の皆様意思表示が反映されることが確保されているといえます。

以上から、本信託型ライツ・プランにおける本新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ビル、スローハンド・ビルなどといったライツ・プランとは全く異なるものです。

ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

当社取締役会は、本新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを、特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議することとしております。

独立社外者のみからなる特別委員会の設置

本信託型ライツ・プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会の判断の公正さを担保し、その恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。本信託型ライツ・プラン設定時の特別委員会は、社外監査役1名及び社外有識者2名のみにより構成され、今後も独立社外者のみから構成されるものとしています。特別委員会は、具体的には、株主の皆様が代わりに、株主の皆様のために、情報の収集や買収提案の検討を行い、当社取締役会等に対して大規模買付者との交渉を指示し、本信託型ライツ・プランの発動に関して、本新株予約権の権利発動事由発生時点の先送り及び新株予約権の無償取得の是非等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

第三者専門家の意見の取得

大規模買付者グループが出現した場合又は出現のおそれがあると合理的に認められる場合、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等の専門家)の助言を受けることができるとされています。

有効期間の限定(3年間のサンセット条項の存在)

新株予約権の行使期間は原則として平成30年6月30日までの3年間とされており、かかる3年経過後において信託型ライツ・プランを設定する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されています。

当社取締役の任期(1年)の維持(期差任期型取締役会の不存在)

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期型取締役会をライツ・プランと併用することにより、ライツ・プランに非常に高い防衛効果を付与しています。これに対し、当社は、当社取締役の任期を1年としており、期差任期型取締役会を有しておらず、当社は、本信託型ライツ・プランの設定後も、この状態を維持することとしております。

また、会社法第341条により、当社取締役を株主総会の過半数の決議で解任することもできます。当社取締役会としては、株主の皆様が、毎年、株主総会における議決権の行使による当社取締役の選解任を通じ、本信託型ライツ・プランの是非についてご判断されることが適切であると考えております。

4 【事業等のリスク】

当社グループは工業薬品と住宅向けを中心とする建材製品の二つの事業分野に展開しており、特定分野への過度の集中は極力排しています。更に、当社グループの主力事業である工業薬品の分野においては、エレクトロニクス、自動車・船舶、石油化学、塗料・インキ、セラミック・ガラス、ゴム・プラスチック、エネルギー等、多方面に、多品種少量で供給しており、それぞれの分野の景気変動リスクは分散される構造となっております。このような中で、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある事業リスクは以下のようなものがあります。

薬品事業の非鉄金属・石油関連の原料など、建材事業の鉄・ステンレス・アルミ等の材料は、世界的需給関係や投機資金の動きなどにより急騰、急落することがあり、それによるコストの上昇が売価に転嫁できないリスク、相場下落の影響を売価が先行して受けるリスクがあります。

また、非鉄金属原料は、生産国が偏っており、政治的、経済的または自然災害トラブルにより供給面で障害が生ずるリスクがあります。

当社グループが製造・販売する工業薬品は、メーカーに納入する中間材が主体ですが、納入メーカーの事業戦略変更等が発生した場合、先方の都合により当該製品の納入中止等のリスクがあります。

当社グループが展開する事業分野で、当社グループ製品が引き続いて優位性を発揮する為には、絶えず新製品・新技術の開発が必要であります。投資に対する効果面で、必ずしも目標とした成果が得られないリスクがあります。

当社グループの海外における生産・販売の拠点構築は、需要動向を勘案し、計画的、段階的に拡充しておりますが、進出先の自然災害発生、法規制変更、テロ、戦争の勃発等、予期し得ない出来事により、現地での生産・販売が阻害され、業績、財政状態に悪影響を及ぼすリスクがあります。

当社グループが製造、販売する工業薬品および使用する原料の一部に、法令で定める劇毒物・危険物薬品があります。その管理については、法令を遵守するとともに内部統制の観点からも、万全を期しておりますが、使用、保管、輸送途上での不測の事態によって発火、盗難、散逸等が発生した場合、火災の発生、環境汚染を招いたり、人体に危害が加わる可能性があります。ひいては損害賠償を求められるリスクがあります。

当社はISO9001はじめ製品の品質規格については、関連法規の遵守、ユーザーとの契約基準遵守等、管理、開発、生産、販売には万全を期しておりますが、不測の品質トラブルが発生し、当社製品や当社グループ製品全体の評価を低下させ、ひいては当社グループの経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが供給する製品は様々な知的財産権を取得しており、適切な対応に努めておりますが、第三者に侵害されるリスクがあります。一方で新たに開発する製品については、第三者の知的財産権を侵害しないよう常に留意しておりますが、当社の調査が十分かつ網羅的である保証はありません。万一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には損害賠償請求等を起こされるリスクがあります。

当社グループは、東日本大震災と福島原発事故、タイの大規模洪水等により被災したことを受けて、事業継続計画(BCP)を策定し、計画を実行に移しつつありますが、事業継続計画での想定を越える災害が発生した場合、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等はありません。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、従前通り、顧客に信頼され、満足していただける製品開発に加え、薬品事業は、近年強く求められております地球環境に配慮した製品及び需要の伸びが期待できる二次電池をはじめとするIT関連の製品の開発に、建材事業は、住宅関連を中心に安全で利便性の良い製品の開発に鋭意取り組んでまいりました。研究開発体制は、引き続き市場ニーズへの対応を試作開発チーム等で、中長期のテーマを専門分野別チームでそれぞれ分担し、厳しい事業環境の中、早期の販売実績化を最優先課題として推進いたしました。セグメント別の研究開発活動は次の通りでありました。

(薬品事業)

化成品を中心とした市場ニーズへの取り組みでは引き続き金属石鹸や樹脂用硬化触媒を環境対応型に改良すると共に新たなプロセス導入によって新規分野への進出を目指した取り組みを推進中で、特に海外市場でも市場拡大が続く合成ゴム分野では、スチレンブタジエンゴムやブタジエンゴム、エラストマー用各種重合触媒の商品化を進めて新規顧客開拓を推進中です。また、金属石鹸市場では新規用途向けに新規化合物を付加する事に加えて、既存天然脂肪酸の安定調達に課題が生じた事から既存品の原料をリニューアルする事で安定供給と販売機会の増大を目指しております。

リチウムイオン二次電池市場はパワーツール向けと電気自動車用途の伸びが大きく、正極材料は特定電池メーカー向けの新シリーズの採用に向けて更なる高性能化や低コスト化を推進すると共に電池材料受託加工の生産体制構築に向けた技術協力に取り組みました。また、次世代の酸化物系正極材料開発は産業総合研究所とは高電圧系正極材料の共同開発、大学とは機能発現機構の基礎研究を引き続き進めております。

表面処理では環境対応型表面処理プロセスを求める市場ニーズに応じてホウ素フリースルファミン酸ニッケルめっき液やニッケルフリーアルマイト封孔剤を上市、国内外ユーザーの使用環境に適合させた改良提案に加えて機能性を訴求して新規顧客開拓を推進中です。また、ノースアン銅めっき液、ノースアン銅-錫合金めっき液も量産ライン導入を目指した特定ユーザーとは本格稼働を来期に控えて量産試験や品質改良を推進中です。また、エッチング液分野では各種多層基板の金属選択エッチング技術を応用した新規用途開発と新規顧客開拓を推進中です。めっき液やエッチング液を適切に管理する分析・管理装置の適用範囲の拡大と新規サービス提供では、特に新製品の上市に伴う新規分析・管理装置の開発を進めてユーザーのめっき液管理の利便性向上に貢献できる事を引き続き目指しております。

無電解ニッケルめっきプロセスは国内市場が低迷する中、環境対応や黒色の光沢と低光沢タイプ、非金属への無電解ニッケルめっき等の新規顧客開拓に加えて既存顧客には技術サービスを拡充した取り組みを行って商権維持に努めております。新たな機能性用途に向けた取り組みでは排熱発電コンソーシアムに参加して実用化の課題解消に取り組んでおります。また、海外子会社には産業構造変化に伴う事業構造転換に向けて技術支援体制を強化致しました。

(建材事業)

主力製品である「防火通気見切り縁BMシリーズ」は、引き続き拡販に向けた仕様・性能検証を迅速に進め、新規顧客開拓に繋がりました。また、軒天井板メーカーの新しい材料と当社BMシリーズとを組み合わせ、数多くの国土交通大臣認定を取得しました。更にBMシリーズは、新たな形状の製品や、都市部に多い軒の出が少ない建物に対応する新製品の開発を進め、意匠・施工検証、防水性能検証と国土交通大臣認定を取得するための防火性能確認を行い、既に国土交通大臣認定を取得した製品があります。その他にも住宅関連の新製品開発を進めており、軒裏及び開口部廻りの関連製品開発や、エクステリア関連製品では、デザイン性を追求した化粧モール材の開発を完了し、出荷を開始しております。また、住宅関連に限らないオリジナル新製品の開発を進めております。一方、制御盤用熱交換器「クールフィン」に関しましては、工作機械メーカーや産業用ロボットメーカー向けに、省エネルギー対応の強化、欧米の規格に対応する製品群の充実を図り、かつ、コストダウンのため設計改良、製作方法の改善を進めております。これら研究開発活動では設計ツールとして3次元CADおよびシミュレーションソフトを活用しております。また、3Dプリンターを導入し、試作・性能検証等の効率化及び設計技術・提案力の強化を推進しております。

なお、当連結会計年度の研究開発費は、上記の各チームの活動費を含め384百万円(薬品事業299百万円、建材事業85百万円)であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済・金融政策を背景とした株価上昇、円安傾向継続により、緩やかな景気回復基調にはありましたが、消費税増税前の駆け込み需要の反動減や、海外現地生産の進展による輸出の伸び悩みに加え、原油安ではあるものの円安に伴う輸入物価の上昇や、消費税増税に伴う実質所得の減少を背景とした個人消費の低迷、中国経済の不透明感や欧州の景気低迷等による停滞もあり、依然として本格的な実体経済の回復までには至らない状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、新製品や新規用途開発品を中心とした販売・生産数量の確保・拡大、海外も含めての新規ユーザー開拓、タイの海外子会社における新製品の安定生産・販路拡大を目指すとともに、価格競争力を増すための全社挙げての低コスト体質強化および二次電池用正極材に関わる新規案件立上げへの迅速な対応に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は、前期比で581百万円3.0%増の19,671百万円となりましたが、利益面では、建材事業の消費税増税前の駆け込み需要の反動減等の影響が長期化したことにより、営業利益が前期比163百万円8.5%減の1,761百万円、経常利益が前期比105百万円5.1%減の1,956百万円となりました。また、当期純利益は、前期比456百万円31.8%減の977百万円と大幅な低下となりました。これは、前期に東京電力福島原子力発電所事故に伴う損害補償金252百万円を特別利益に計上しましたが、当連結会計年度では福島工場生産品が回復したことにより東京電力からの損害補償金が141百万円となり、さらに平成27年3月27日に既に東京証券取引所にて適時開示しておりますとおり、タイの海外子会社のネクサス・エレミック社がパソコン関連需要の落ち込みや複数購買化・仕様変更等の影響が長期化し、同社の業績が低迷した結果、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく減損の兆候が認められたことで、当期末において413百万円の減損損失を特別損失として計上し、さらに同社の繰延税金資産の内、52百万円を取り崩し、法人税等調整額に計上したことによります。

(2) 財政状態の分析

当社グループは、円滑な事業活動の為の資金確保に努めるとともに、適切な流動性の維持を図り、健全なバランスシートの維持を目的に財務活動を進めています。

当連結会計年度末の総資産は34,269百万円(前連結会計年度比2,032百万円 6.3%増)、流動資産は21,067百万円(同415百万円 2.0%増)、固定資産は13,201百万円(同1,616百万円 14.0%増)となりました。

流動資産は、棚卸資産は減少したものの売上債権が増加したことによるものです。固定資産は、有形固定資産が福島第一工場および海外子会社における生産設備増強により前連結会計年度末比50百万円増の5,822百万円となり、投資その他の資産においても投資有価証券が株価の上昇等に伴い増加し、長期性預金も増加したことによるものです。

当連結会計年度末の負債合計は5,497百万円(同282百万円 5.4%増)となりました。これは、仕入債務の増加等によるものです。

当連結会計年度末の純資産は28,771百万円(同1,749百万円 6.5%増)となりました。これは、利益剰余金が増加したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の83.8%から84.0%に上昇しました。また一株当たりの純資産額は、前連結会計年度末の1,356円77銭から当連結会計年度末は1,440円91銭になりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)の設備投資については、今後の景気見通し、業界の動向、投資効率等を総合的に勘案して実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度の設備投資は総額1,090百万円であり、その主なものとしては、薬品事業部門では、生産能力増強を主体として1,030百万円を実施いたしました。建材事業部門では、業務管理システム及び生産設備の更新を主体として60百万円を実施いたしました。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計		
埼玉工場 (埼玉県草加市)	薬品事業	無機薬品、有機 薬品・その他製 造設備	291,994	544,232	63,864 (44,192.06)	30,469	930,560	121	
青柳工場 (埼玉県草加市)	建材事業	住宅建材・その 他建材製造及び 販売設備	64,575	37,179	52,327 (17,662.75)	16,114	170,197	44	
福島第一工場 (福島県双葉郡 広野町)	薬品事業	無機薬品製造 設備	265,389	685,628	123,712 (29,434.33)	26,266	1,100,996	33	
福島第二工場 (福島県双葉郡 楢葉町)	薬品事業	無機薬品製造 設備	131,018	3,282	155,469 (24,013.19)	52	289,823		
大利根工場 (埼玉県加須市)	薬品事業	無機薬品、有機 薬品製造設備	120,689	80,848	620,110 (13,335.71)	16,429	838,079	19	
本社・ 営業設備	本社 (東京都台東区)	薬品事業	本社管理業務及 び東日本地区販 売設備	15,049	584	46,380 (354.57)	953	62,967	47
	大阪支店 (大阪市中央区)	薬品事業 建材事業	関西以西地区 販売設備	12,737		162,729 (602.63)	2,370	177,837	18
	名古屋支店 (名古屋市中区)	薬品事業 建材事業	中京・東海地区 販売設備	3,367	1,091	7,182 (162.79)	123	11,766	8
研究設備	総合研究所 (埼玉県草加市)	薬品事業	調査・研究・ 開発設備	24,013	202		39,269	63,485	32
厚生設備	越谷社宅 (埼玉県越谷市)		社員住宅施設 (一部賃貸して おります)	104,176		288,070 (1,946.00)		392,246	
	松原独身寮 (埼玉県草加市)	薬品事業	社員住宅施設	5,533		3,757 (115.34)	70	9,361	
	青柳独身寮 (埼玉県草加市)	薬品事業	社員住宅施設	23,264		108,613 (1,130.31)	32	131,909	
	新田寮 (埼玉県草加市)	薬品事業	社員住宅施設	75,075		87,115 (968.59)		162,190	

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額の内「その他」は、工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

3 リース契約等により使用する主要な賃借設備はありません。

(2) 在外子会社

平成26年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ネクサス・ エレミック CO.,LTD.	(タイ国アユタヤ県)	薬品事業	めっき加工 設備	20,511	33,149	56,348 (10,444)	4,666	114,677	248
サイアム・ エヌケーエ SCO.,LTD.	(タイ国アユタヤ県)	薬品事業	工業薬品 製 造設備	208,868	727,141	173,353 (26,224)	40,538	1,149,903	53

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 帳簿価額の内「その他」は、工具器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

4 リース契約等により使用する主要な賃借設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,680,000	20,680,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は 1,000株であります。
計	20,680,000	20,680,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

株主総会の特別決議日(平成24年6月28日)

信託型ライツ・プラン導入のための新株予約権の発行

当社は会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社の企業価値を毀損し、株主の利益に反する買収に対する防衛策として、新株予約権と信託の仕組みを利用した第三回信託型ライツ・プランを設定することを平成24年6月28日開催の定時株主総会にて可決しました。

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
決議年月日	平成24年6月28日	同左
付与対象者	(注)1	同左
新株予約権の数	25,000,000個	同左
新株予約権のうち自己新 株予約権の数		
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	同左

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
本新株予約権の目的である株式の種類及び数	<p>(1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記(2)又は(3)により対象株式数(下記(2)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>(2) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、新株予約権1個当たり1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。</p> <p>(3) 上記(2)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p style="text-align: center;">資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。</p> <p style="text-align: center;">その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、対象株式数の調整を必要とするとき。</p>	同左
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。</p> <p>(2) 行使価額は1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
本新株予約権の行使期間	平成24年7月1日から平成27年6月30日(ただし、平成27年6月30日以前に権利発動事由(下記「新株予約権の行使の条件」欄の(1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間経過した日)までとする。ただし、新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる時は、その翌営業日を最終日とする。	同左
本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額	各本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における、増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。	同左
本新株予約権の行使の条件	(1) 下記 乃至 に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、 (ア) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下、本(ア)において同じ。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認められた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者	同左

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
	<p>グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、</p> <p>又は、</p> <p>(イ) 当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)について、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。)に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の開始公告を行ったことを示す公表(ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全て</p>	同左

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
	<p>なされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。)</p> <p>以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)に属する者以外の者のみが、下記6及び7に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大規模買付者グループには、</p> <p>(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者(取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者か否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。</p> <p>また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)に定義される。)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)に定義される。)を総称して「大規模買付者」という。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
	<p>当社又は当社の子会社</p> <p>当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨、当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者</p> <p>当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨、当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)</p> <p>当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者からかかる信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)</p> <p>上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会がライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii)一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。</p>	<p>同左</p>

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
	<p>当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること</p> <p>当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと</p> <p>当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収(第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。)等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること</p> <p>当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含むがこれに限られない。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること</p> <p>上記乃至のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること</p> <p>(3) 上記(2)のほか、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、(i)当該大規模買付け等が、当社が発行者である普通株式全てを対象として現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては</p>	<p>同左</p>

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
	<p>株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがいわゆる二段階買収(第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。)等、それに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、及び(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものであるとの条件をいずれも満たした場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。</p> <p>(4) 上記(2)及び(3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社において履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>(5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記(1)に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。</p>	<p>同左</p>

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
	(6) 新株予約権者が、上記(1)から(5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が適用ある外国の法令の管轄地域に所在する者であり、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。</p> <p>新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書(下記乃至 についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出されていること</p> <p>譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと</p> <p>譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと</p> <p>譲受人が上記 及び に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと</p>	同左
取得条項に関する事項	(注) 2	同左
信託の設定の状況	(注) 3	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 当社は、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定しました。権利発動事由が発生するまでは、同信託銀行が同信託契約に基づき新株予約権を管理し、権利発動事由が発生した場合は、その後の一定の手續に従い最初に特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式所有者としての当社を除く。)が新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定されます。

2 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記「新株予約権の行使期間」欄の新株予約権の行使期間が満了する時までの間、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記「新株予約権の行使の条件」欄に従い新株予約権を行使することができる者及び上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。

(2) 上記(1)のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の 又は の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、新株予約権の全部を無償で取得する。

権利発動事由が生じた場合であって、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)又は(3)に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合
当社取締役会が新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合

上記乃至 のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

特別委員会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

当社の株主総会が、新株予約権全部を無償で取得すべき旨について、会社法第309条第1項所定の方法により決議された場合

- 3 当社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者とする新株予約権管理信託契約を締結し、信託を設定しております。
- 4 取得の対価として交付される株式の種類及び数
 - (1) 上記(注)2に従った新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 上記(注)2に従った新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記(3)及び(4)により交付株式数(下記(3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
 - (3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。
調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 分割・併合の比率
なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映したうえで、調整後交付株式数を算出するものとする。
 - (4) 上記(3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。
資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、交付株式数の調整を必要とするとき
- 5 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転時における本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項
当社が次の(1)から(5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該(1)から(5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に、下記 乃至 の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記 乃至 の各号の決定方針に沿う記載のある当該(1)から(5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
 - (1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約
 - (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社：新設分割計画
 - (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社：株式移転計画
新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類
存続株式会社等の普通株式
新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数
合併等の条件等を勘案のうえ、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
合併等の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等
上記「新株予約権の行使期間」、「新株予約権の行使の条件」及び(注)2、4等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。
取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記「新株予約権の行使の条件」欄の(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(上記「新株予約権の行使の条件」欄の(2)、(3)又は(5)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、上記「新株予約権の譲渡に関する事項」欄の 乃至 の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

6 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに当社所定の新株予約権行使請求書(当該新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別途定める新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて、新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

7 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(注)6の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

8 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

9 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、「新株予約権等の状況」欄(注記部分を含む。)に記載の各条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、これらの各条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
昭和56年4月1日	1,880	20,680	94,000	1,034,000	94,000	337,867

(注) 無償株主割当による資本準備金の資本組入によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		18	14	104	39		1,237	1,412	
所有株式数(単元)		5,899	64	3,685	1,490		9,447	20,585	95,000
所有株式数の割合(%)		28.66	0.31	17.90	7.24		45.89	100.00	

- (注) 1 自己株式は、「個人その他」に700単元、「単元未満株式の状況」に405株含まれております。
2 従業員持株会連携型ESOP導入のために設定した信託が所有する当社株式12,000株は、「金融機関」に12単元含めて記載しております。なお、当該株式は連結財務諸表及び財務諸表上、自己株式として処理していません。

(7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日化産取引先グループ持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	2,260	10.93
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	1,000	4.84
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	970	4.69
にっかさん従業員持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	867	4.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴美1丁目8番11号	781	3.78
株式会社東京都民銀行	東京都港区六本木2丁目3番11号	660	3.19
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	627	3.03
日本パーカラージング株式会社	東京都中央区日本橋1丁目15番1号	490	2.37
株式会社近畿大阪銀行	大阪府大阪市中央区城見1丁目4番27号	404	1.95
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	400	1.93
計		8,459	40.91

- (注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2 上記のほか、当社が所有している自己株式700千株(3.39%)があります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式712,000	12	
完全議決権株式(その他)	普通株式19,873,000	19,873	
単元未満株式	普通株式95,000		1単元(千株)未満の株式
発行済株式総数	20,680,000		
総株主の議決権		19,885	

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」所有の株式12,000株を含めて表示しております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式405株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本化学産業株式会社	東京都台東区下谷 2丁目20番5号	712,000		712,000	3.44
計		712,000		712,000	3.44

(注) 当社の保有の自己株式数には、「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式数12,000株が含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

1 従業員株式所有制度の概要

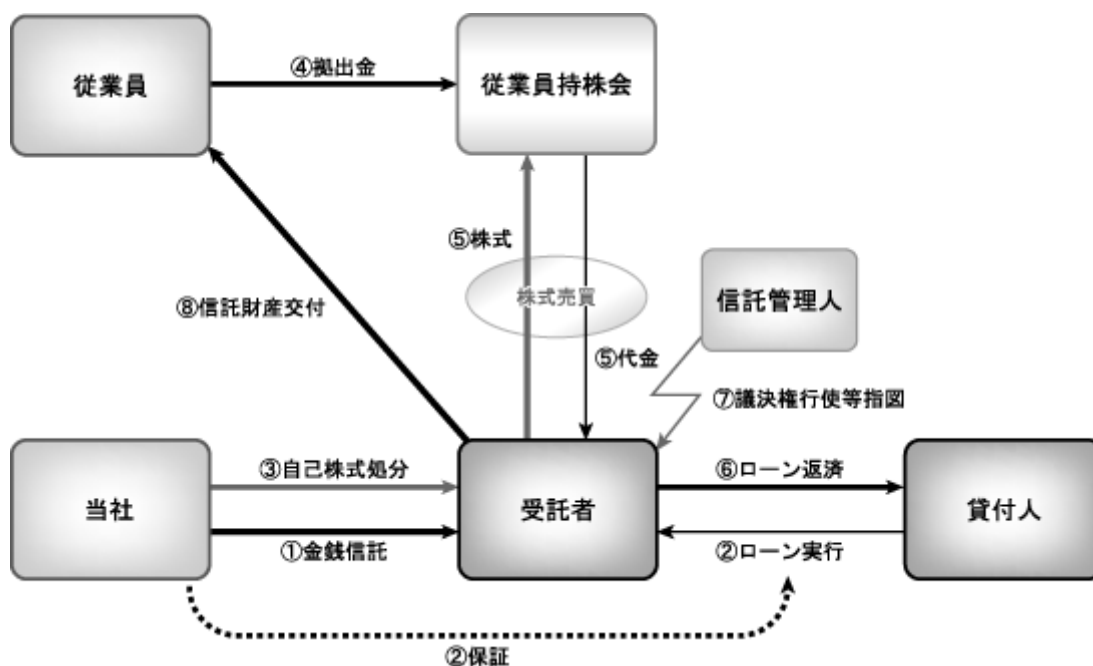
当社は、従業員の企業意思形成への参画意識を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当社の企業価値の向上を目指すべく、当社の従業員持株会との連携による従業員株式所有制度である「従業員持株会連携型ESOP」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度において、当社と、当社から独立した第三者である信託管理人(有限会社東京共同会計事務所)及び株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)の間において締結する金銭信託契約に基づき、当社株式の保有及び処分を行う信託(以下「本信託」といいます。)を設定のうえ、本信託の受託者(以下「受託者」といいます。)であり割り予定先である株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)が、(i)借入れにより調達した資金をもって当社が処分する自己株式である株式を取得したうえ、当社の従業員持株会である「にっかさん従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)による当社株式の継続的かつ安定的な買付けに資するために、本信託の信託財産に属する当社株式を売り付けること、(ii)本信託の信託財産に属する当社株式につき、当社持株会の会員(以下「会員」といいます。)の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、(iii)本信託の信託財産に属する当社株式の売却によって当該借入れ返済後に余剰が生じる場合、金銭を会員に交付すること等を実施します。なお、当社は、受託者による借入れについて保証しますので、万一本信託の終了時までには当社株式の売却による当該借入れの返済に不足が生じる場合等には保証履行を行うこととなります。よって当社株価の下落により、信託終了時点において信託財産内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合には、保証契約に基づいて、当社が保証人として当該残債を一括弁済(保証履行)することとなりますが、従業員への負担は一切ありません。

(金銭信託契約の概要)

委託者	当社
受託者	株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)
受益者	当社持株会の会員又は会員であった者のうち所定の要件を充足する者
信託契約日	平成23年2月10日
信託期間	平成23年2月10日から平成28年3月31日まで

なお、本制度の仕組みは、以下のとおりであります。



当社は、当社持株会の会員又は会員であった者のうち所定の要件を充足する者(以下「適格会員」といいます。)を受益者として、上記信託契約に基づき、受託者に対し、金銭を信託します。なお、当該金銭は、本信託の運営費用に充当されます。

受託者は、貸付人から借入れを受けます。なお、当該借入れに際し、当社は、貸付人に対して保証を提供し、その対価として受託者から保証料を受け取ります。なお、株価の下落により本信託の終了時までには受託者の借入れが完済されず、本信託が負担する借入債務が残る場合には、保証契約に基づき当社が保証履行し、貸付人に対して一括して弁済します。

当社は、受託者に対し、当社保有の自己株式を処分します。

当社持株会の会員は、給与及び奨励金(福利厚生費)をもって、当社持株会に対し株式購入資金を拠出します。

受託者は、本信託の信託財産に属する当社株式を時価で売り付け、また、当社持株会は、会員からの拠出金及び当社株式に係る配当金をもって、当社株式を時価で買い付けます。

受託者は、当社株式の売却代金及び当社株式に係る配当金をもって、貸付人に対する借入れの返済を行います。

受託者は、当社から独立した第三者である信託管理人(有限会社東京共同会計事務所)の指図により、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権につき当社持株会における議決権行使結果を比例的に反映する内容において行使します。

本信託は、信託期間満了日のほか、信託財産内の当社株式が全て売却された場合など、定められた終了事由が発生した場合に終了します。受託者は、適格会員に対し、信託終了時において残存する信託財産を交付します。その際、当社は、受託者から、本信託の運営費用に充当されなかった金銭の交付を受けます。

- 2 従業員持株会に取得させる株式の総数
287,000 株

- 3 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本信託契約で受益者となり得る者は、信託の終了時において当社持株会の会員であった者又は信託期間中に定年退職、転籍又は役員への昇格等会社都合によって当社持株会を退会した者とします。受託者たる株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)は、書類確認等の一定の手続を経て受益者を確定します。但し、受益者確定手続において受益者として確定することができなかつた者は、この限りではありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	561	429
当期間における取得自己株式	1,015	845

(注) 当期間における取得自己株式には、平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (従業員持株会への処分)	52,000	20,809	3,000	1,201
保有自己株式数	712,405		710,420	

(注) 1 当期間におけるその他及び保有自己株式数には、平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

2 保有自己株式数には、「株式会社三井住友銀行(につかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式数が当事業年度に12,000株、当期間に9,000株含まれております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対し長期かつ安定してお報いし、また、収益力の向上による成果に応じて還元するという基本方針のもと、将来の積極的な事業展開と事業環境の急激な変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保をも勘案のうえ配当を決定することとしております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。

当期の剰余金の配当につきましては、主力の薬品事業の業績は、いまだ本格的回復には至っていないものの、売上、営業利益とも前期比で若干の増となりましたが、建材事業は消費税増税前の駆け込み需要の反動で減収減益となりました。また、海外子会社で減損損失を特別損失として計上せざるを得ず、全社で増収減益となりましたが、前述の基本方針等を総合的に勘案し、取締役会決議により中間1株につき9円、期末配当は1株につき9円とさせていただきます。

(注) 1 期末配当金は「株式会社三井住友銀行(にかっさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(中間38,000株、期末12,000株)に対する配当金(中間342,000円、期末108,000円)を含んでおります。

(注) 2 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年11月7日 取締役会決議	179,817	9.00
平成27年5月14日 取締役会決議	179,816	9.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第86期	第87期	第88期	第89期	第90期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	850	710	628	840	897
最低(円)	530	465	465	575	630

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月	2月	3月
最高(円)	762	827	850	897	880	849
最低(円)	726	740	747	820	804	775

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性13名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		柳澤英二	昭和24年11月5日生	昭和48年4月 新日本製鐵(株)入社 昭和58年7月 新日本製鐵(株)標準建築事業部掛長 昭和62年4月 当社入社 昭和63年4月 当社建材本部長 平成元年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役 平成8年4月 当社建材本部長兼社長室長 平成11年6月 当社代表取締役専務 平成15年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成15年7月 ネクス・エレケミックCO.,LTD. 代表取締役会長(現任) サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. 代表取締役会長(現任)	注3	240
常務取締役	総務部門 担当	久能忠生	昭和19年8月8日生	昭和49年2月 当社入社 平成元年4月 当社建材本部業務課課長 平成12年10月 当社総務部部長補佐 平成13年4月 当社総務部長 平成17年6月 当社取締役 平成22年4月 当社取締役 総務部門担当(現任) 平成24年6月 当社常務取締役(現任)	注3	47
取締役	薬品生産 本部長	小林憲男	昭和26年5月3日生	昭和45年3月 当社入社 平成6年4月 当社薬品生産本部技術部検査課課長 平成10年4月 当社薬品生産本部品質保証室長 平成13年7月 当社薬品生産本部埼玉工場生産部長 平成15年4月 当社薬品生産本部長(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任)	注3	35
取締役	建材本部長	桜井俊二	昭和24年7月2日生	昭和49年4月 (株)三井銀行入社 平成10年4月 (株)さくら銀行千住支店長 平成12年4月 (株)さくら銀行国際企業ディビジョ ンカンパニー海外拠点統括部詰(イ ンドネシアさくら銀行社長) 平成13年4月 (株)三井住友銀行監査部副部長 平成14年12月 (株)三井住友銀行業務監査部副部長 平成16年4月 (株)三井住友銀行本店上席調査役 平成16年6月 当社常勤監査役 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成19年6月 当社社長室長 平成23年10月 当社社長室・建材本部担当 平成24年6月 当社建材本部長(現任)	注3	7
取締役	薬品営業 本部長 兼 海外本部 担当	丁子幹雄	昭和22年5月19日生	昭和45年3月 当社入社 平成4年4月 当社薬品営業本部東京営業部表面 処理営業課課長 平成8年4月 当社薬品営業本部東京営業部高崎 出張所長 平成11年4月 当社薬品営業本部名古屋支店長 平成14年4月 当社薬品営業本部東京営業部長 平成18年6月 当社薬品営業副本部長 兼 東京営 業部長 平成19年5月 当社薬品営業本部長 兼 東京営業 部長 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成20年4月 当社薬品営業本部長 平成21年6月 当社薬品営業本部長兼海外本部長 平成25年4月 当社薬品営業本部長兼海外本部担 当(現任)	注3	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
取締役	総合研究所長	鹿島 肇	昭和27年8月28日生	昭和48年4月 平成6年4月 平成17年7月 平成22年4月 平成24年6月	当社入社 当社総合研究所主任研究員 当社総合研究所長補佐 当社総合研究所長(現任) 当社取締役(現任)	注3	9
取締役	社長室長	野瀬 賢造	昭和32年1月8日生	昭和54年4月 平成6年11月 平成16年7月 平成18年7月 平成22年4月 平成23年4月 平成23年10月 平成24年6月	新日本製鐵(株)入社 新日本製鐵(株)大阪支店建築営業室長 新日本製鐵(株)総合・システム建築部部長 新日鉄エンジニアリング(株)財務部長 新日鉄エンジニアリング(株)調達企画部長 当社顧問 当社社長室長(現任) 当社取締役(現任)	注3	3
取締役		井上 幸夫	昭和29年7月30日生	昭和52年4月 平成18年6月 平成21年8月 平成26年2月 平成26年6月	富士写真フイルム(株)入社 富士写真フイルム(株)総務部長 富士フイルムビジネスエキスパート(株)取締役 (有)オフィスアーク代表取締役(現職) 当社取締役(現任)	注3	1
取締役		吉成 昌之	昭和22年10月6日生	昭和50年4月 平成9年4月 平成13年4月 平成19年4月 平成21年6月 平成22年8月 平成23年3月 平成25年8月 平成27年6月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 第二東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会常務理事 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 第一勧業信用組合員外幹事(現職) 東京都弁護士国民健康保険組合理事 長 (株)アサソーディ・ケイ 社外監査役(現職) 東京都弁護士国民健康保険組合副理事 長(現職) 当社取締役(現任)	注3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		田中龍一	昭和27年8月5日生	昭和50年4月 平成8年10月 平成12年4月 平成15年2月 平成15年6月 平成19年6月	三井信託銀行㈱入社 三井信託銀行㈱証券代行部次長 中央三井信託銀行㈱証券代行部次長 中央三井証券代行ビジネス㈱業務統括部長 中央三井証券代行ビジネス㈱取締役 当社常勤監査役(現任)	注4	3
監査役		佐藤榮太郎	昭和13年6月24日生	昭和43年2月 昭和47年9月 平成14年7月 平成20年6月	税理士登録 公認会計士登録 日本公認会計士協会東京会葛飾会 会長 当社監査役(現任)	注4	9
監査役		花木正義	昭和23年9月5日生	昭和45年12月 昭和46年4月 昭和50年7月 平成8年7月 平成14年7月 平成18年7月 平成19年7月 平成20年7月 平成20年8月 平成24年6月	税理士試験合格 名古屋国税局 入局 国税庁勤務 税務大学校教授 荏原税務署長(品川) 大阪国税局調査第一部次長 東京国税局調査第二部長 東京国税局調査第二部長退任 税理士登録 当社監査役(現任)	注4	1
監査役		白田正博	昭和23年9月1日生	昭和47年4月 平成8年10月 平成18年6月 平成20年6月 平成24年6月	当社入社 当社建材本部建材生産部住宅建材製造課課長 当社建材本部建材生産部長 当社建材本部長 当社監査役(現任)	注4	27
計							402

- (注) 1 取締役井上幸夫及び吉成昌之の2氏は、社外取締役であります。
2 常勤監査役田中龍一、監査役佐藤榮太郎及び花木正義の3氏は、社外監査役であります。
3 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社は『企業は公器』との理念に基づき、法と社会倫理を遵守するとともに、透明性、信頼性の高い企業運営を推進し、『成長』の達成によって企業価値を高め、以て社会に貢献するという経営の基本方針を実現するために、経営上の組織体制や運営方法を整備し、必要な施策を実施して行くことによりコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを、経営上の重要課題として位置づけております。

イ 企業統治の体制の概要

当社は、従来より少数の取締役(平成27年6月30日現在で9名、うち社外取締役は2名)全員が、原則として月1回開催される取締役会および常務会に出席し、管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役等から報告される全社にわたるキメ細かな情報をベースに、十分な議論を尽くした上での、適切かつ迅速な意思決定を行っており、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化に最大限の努力を図っております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役4名は監査制度の強化を図るため、常勤監査役は取締役会および常務会に、他の各監査役は取締役会に原則として毎回出席しており、取締役の業務執行を監視しております。

(現状の体制を採用している理由)

当社は会社規模の観点から経営執行と業務監督を分離させることが、必ずしも効率的ではないと判断し、執行役員制度を採用せず、取締役全員が、監督機能・執行機能の両面に責任を負う運営体制をとっております。なお、当社は平成27年6月26日に開催された第90回定時株主総会において、経営に対する機動的な意思決定及び業務執行に十分な監督機能を果たすことを期待し、独立性のある社外取締役2名を選任しております。また当社は経験と見識および専門的な知識を有し、尚且つ、独立した立場から客観的・中立的監査を行える社外監査役3名を含む4名で構成される監査役制度を採用しております。以上、独立性の高い社外取締役2名及び社外監査役3名を選任することにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する体制を採用しております。

ロ 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、従前より組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁規程、内部監査規程等、内部統制制度構築のための組織・諸規定の整備を推進して参りました。更に、会社法に従い、平成18年5月9日開催の取締役会で決議しました内部統制システム構築の基本方針に基づき、下記の整備を進めております。なお、基本方針に関しては平成21年4月27日、平成27年4月28日に一部改訂しております。

・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、体制整備を目的としコンプライアンス綱領としての「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため「コンプライアンス委員会規程」を策定しております。コンプライアンス委員会規程に基づき、委員会を組織し、委員会において「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役員、従業員へ配布、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。

更に「内部通報処理規程」を策定、実施し、従業員等からの法令及び定款違反等の通報や相談が出来る体制を構築しております。

・取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」を策定し、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報を包括的に管理しております。

なお、文書管理規程では、文書には電子媒体に記録されたものも含むとしましたが、コンピュータによる電子情報の重要性が増すなか、これへの対応として経営情報システムの企画、開発、改善、運用および保全について定めた「情報システム業務管理規定」を策定しております。

また、会社が発行、受理する文書に押印することにより会社の権利、義務が発生する印章に関わる規程として「印章管理規程」を策定し、印章の作製、登録、交付、改廃、使用および保管についてルール化しております。

・損失の危険の管理に関する規定その他の体制については、「リスク管理規程」を策定し、経営危機等リスクに対し、管理責任者を任命し、有事の際の対応体制・方法等の整備を実施しております。また、東日本大震災、福島原発事故、タイにおける大洪水等の被災を教訓に、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能にする「事業継続計画」(BCP)を策定し、実行に移しております。

- ・ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制および金融商品取引法で求められている財務報告の信頼性確保の体制整備については、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を策定するとともに、推進チームを編成し、当連結会計年度においても、財務報告の内部統制に係る重要な業務の文書化および諸規程の整備等内部統制システムの一層の強化・改善に努めております。さらに内部監査部門により内部統制の整備・運用状況を適法性及び効率性の観点から検討のうえ評価し、これに基づいて推進チームより改善を重視した是正勧告およびこれを取締役会、監査役に報告するとともに当該部門では正作業を実施し、内部統制の整備状況の把握および改善に努めております。
- ・ 当社は、連結対象子会社の自主性を尊重しつつ「関係会社管理規程」に基づき、月1回ないしは必要に応じて連結子会社より事業状況等の報告を受けております。連結子会社は、当社海外本部等を通じての指導、管理のもと当社のリスク管理体制に準じたりスク管理体制を構築・整備するとともに、相互連携の強化や情報の共有化を図っております。連結子会社は、業務の適正を確保するため、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用し、月1回、法令、定款および社内規程の遵守状況を確認し、コンプライアンス委員会に報告しております。内部監査部門は必要に応じて、連結対象子会社を監査しております。

八 責任限定契約の内容

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役、会計監査人とそれぞれ業務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるように、会社法第427条1項に基づき、会社法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役、会計監査法人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

内部監査及び監査役監査

内部監査部門である社長室（5名）は、財務および会計に関する実務経験が豊富な内部監査人より構成されており、リスクマネジメント、定款、諸規程の遵守等、内部監査規程に基づく監査を実施しており、その結果について、取締役及び監査役に報告いたしております。

社外取締役及び社外監査役

当社と当社の社外取締役（2名）及び社外監査役（3名）の間には、現在、特別な人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は設けておりませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

社外取締役の井上幸夫氏につきましては、前職での豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に有用な助言および提言をいただきたいため選任しております。

社外取締役の吉成昌之氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と高い見識および他社の社外監査役としての知識・経験から、当社の経営全般に関し有用な助言および提言をいただきたいため選任しております。

社外監査役の田中龍一氏につきましては、金融機関における長年の経験があり、財務・会計および証券関連業務をはじめとした幅広い知見を当社の監査に生かしていただきたいため、選任しております。

社外監査役の佐藤榮太郎氏につきましては、公認会計士および税理士であり財務および会計に関する知見を当社の監査に生かしていただきたいため、選任しております。

社外監査役の花木正義氏につきましては、長年国税局の要職を歴任され、また税理士の経験から、税務の知見を当社の監査に生かしていただきたいため、選任しております。

なお、社外取締役2名および田中龍一氏を除く社外監査役2名は、いずれも、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同取引所に届出しております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	80,642	64,392	16,250		7
監査役 (社外監査役を除く。)	3,850	3,450	400		1
社外役員	28,184	24,834	3,350		4

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

重要なものはありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、役位、就任年数等を基に、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

当社定款における定め概要

- ・当社の取締役は12名以内と定めるほか、株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行うこととし、累積投票によらないものと定めております。
- ・株主総会の特別決議要件につきましては、定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的に、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上をもって行うことができる旨定めております。
- ・自己の株式の取得につきましては、機動的な資本政策を遂行することを目的とし、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨定めております。
- ・剰余金の配当等の決定機関につきましては、株主へ機動的に利益還元ができるよう、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって決定できる旨定めております。尚、これに伴い、取締役の任期を1年に短縮する旨定めております。

取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であったものを含む)が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役および監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨定めております。

・社外取締役、社外監査役、会計監査人との間で、それぞれが業務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるように、会社法第423条第1項の責任について、法令で定める額を限度とする責任限定契約を締結することができる旨定めております。

期末日現在、社外取締役井上幸夫氏、社外監査役田中龍一氏、社外監査役佐藤榮太郎氏、社外監査役花木正義氏、及び仰星監査法人与責任限定契約を締結しております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 34銘柄

貸借対照表計上額の合計額 3,311,779千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
日本パーカライジング(株)	260,200	621,357	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)JCU	93,000	610,080	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本精化(株)	308,000	204,820	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
石原ケミカル(株)	137,660	193,136	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
東洋インキＳＣホールディングス(株)	196,618	81,989	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
第一稀元素化学工業(株)	29,900	78,906	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	16,563	73,026	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
(株)東京都民銀行	66,775	71,382	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
日本ピグメント(株)	240,000	59,040	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
新日本空調(株)	66,700	43,355	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本化学工業(株)	279,000	40,176	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本精鋳(株)	122,000	36,600	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)八十二銀行	60,000	35,220	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
(株)りそなホールディングス	55,878	27,883	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
関東電化工業(株)	100,000	26,400	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)ノリタケカンパニーリミテド	76,000	19,836	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株)神戸製鋼所	136,990	18,767	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三洋工業(株)	100,000	17,900	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ミサワホーム(株)	10,541	13,987	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	21,703	10,113	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
大日精化工業(株)	20,680	9,905	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
イビデン(株)	1,648	3,353	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
J F E ホールディングス(株)	1,664	3,233	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三井化学(株)	11,000	2,783	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
伊勢化学工業(株)	1,200	829	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
双日(株)	4,211	741	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三谷産業(株)	2,420	479	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株) J C U	186,000	957,900	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本パーカライジング(株)	260,200	757,182	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本精化(株)	308,000	282,436	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
石原ケミカル(株)	137,660	208,417	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
イハラケミカル工業(株)	77,000	135,597	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
第一稀元素化学工業(株)	29,900	121,543	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
東洋インキ S C ホールディングス(株)	196,618	110,695	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 東京 T Y F G	24,706	79,553	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
関東電化工業(株)	100,000	77,300	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本化学工業(株)	279,000	77,004	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 三井住友フィナンシャルグループ	16,563	76,214	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
新日本空調(株)	66,700	65,632	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
日本ピグメント(株)	240,000	59,040	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 八十二銀行	60,000	50,880	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
日本精鋳(株)	122,000	46,238	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) りそなホールディングス	55,878	33,336	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
(株) 神戸製鋼所	136,990	30,411	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三洋工業(株)	100,000	21,500	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
(株) ノリタケカンパニーリミテド	76,000	21,432	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
大日精化工業(株)	20,680	12,780	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
ミサワホーム(株)	10,541	11,036	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	21,703	10,753	総務・財務・経理に係る業務のより円滑な推進のため
J F E ホールディングス(株)	1,664	4,416	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三井化学(株)	11,000	4,246	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
イビデン(株)	1,981	4,016	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
三谷産業(株)	2,420	1,432	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
伊勢化学工業(株)	1,200	861	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため
双日(株)	4,211	846	当社グループの販売・購買に係る業務のより円滑な推進のため

八 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	37,799	44,044			7,066
非上場株式以外の株式	139,105	188,896	4,291		79,766

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、仰星監査法人に所属し、その氏名および監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

業務執行社員 川崎浩

業務執行社員 鈴木誠

(会計監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 3名、会計士試験合格者 1名、その他 1名

なお、会計監査上の問題点については、最低年 2 回監査役会と同監査法人との間で意見交換を行っております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	18		18	
連結子会社				
計	18		18	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について仰星監査法人により監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている明和監査法人は、平成26年7月1日付をもって仰星監査法人と合併し、名称を仰星監査法人に変更しております。臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

存続する監査公認会計士等の概要

名称	仰星監査法人
所在地	東京都千代田区九段南3-3-6 麹町ビル2階

消滅する監査公認会計士等の概要

名称	明和監査法人
所在地	東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビル

(2) 当該異動の年月日

平成26年7月1日

(3) 消滅する監査公認会計士等の直近における就任年月日

平成26年6月27日

(4) 消滅する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である明和監査法人(消滅法人)が平成26年7月1日付で、仰星監査法人(存続法人)と合併したことに伴うものであります。

これに伴いまして、当社の監査証明を行う監査公認会計士等は仰星監査法人となります。

(6) (5)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る消滅する監査公認会計士等の意見

特段の意見はないとの申し出を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人や各種団体の開催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,703,304	10,714,968
受取手形及び売掛金	5,729,037	6,408,936
商品及び製品	1,084,335	1,242,297
仕掛品	1,046,547	1,064,955
原材料及び貯蔵品	1,731,249	1,375,396
繰延税金資産	165,292	169,169
その他	193,583	93,252
貸倒引当金	1,670	1,750
流動資産合計	20,651,680	21,067,226
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,404,936	5,420,717
減価償却累計額	3,912,559	4,054,301
建物及び構築物（純額）	1,492,377	1,366,416
機械装置及び運搬具	11,601,588	12,083,844
減価償却累計額	9,653,542	9,969,703
機械装置及び運搬具（純額）	1,948,045	2,114,141
工具、器具及び備品	1,457,347	1,552,975
減価償却累計額	1,281,214	1,374,694
工具、器具及び備品（純額）	176,132	178,280
土地	2,032,487	2,060,729
リース資産	61,972	61,972
減価償却累計額	14,196	26,590
リース資産（純額）	47,776	35,382
建設仮勘定	74,650	67,393
有形固定資産合計	注2 5,771,470	注2 5,822,344
無形固定資産		
投資その他の資産	21,984	60,770
投資有価証券	注1 2,778,490	注1 3,896,489
生命保険積立金	440,459	452,037
保険積立金	228,977	228,977
長期預金	2,100,000	2,400,000
退職給付に係る資産		168,642
繰延税金資産	53,594	5,816
その他	191,539	168,383
貸倒引当金	1,570	1,570
投資その他の資産合計	5,791,491	7,318,778
固定資産合計	11,584,946	13,201,892
資産合計	32,236,627	34,269,118

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,154,451	2,317,031
短期借入金	注2 636,313	注2 535,614
未払法人税等	475,237	287,265
賞与引当金	330,000	315,000
役員賞与引当金	25,000	20,000
債務保証損失引当金	-	8,673
その他	626,684	825,863
流動負債合計	4,247,686	4,309,447
固定負債		
長期未払金	40,116	40,116
繰延税金負債	443,067	732,325
環境対策引当金	9,532	9,532
退職給付に係る負債	309,868	258,085
資産除去債務	112,861	115,412
その他	51,789	32,762
固定負債合計	967,235	1,188,234
負債合計	5,214,922	5,497,682
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金	589,348	607,788
利益剰余金	24,956,573	25,637,354
自己株式	305,585	285,205
株主資本合計	26,274,336	26,993,937
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	608,779	1,259,075
為替換算調整勘定	162,224	479,877
退職給付に係る調整累計額	23,635	38,545
その他の包括利益累計額合計	747,368	1,777,499
純資産合計	27,021,705	28,771,436
負債純資産合計	32,236,627	34,269,118

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
売上高	19,090,471	19,671,556
売上原価	注1 14,838,276	注1 15,429,383
売上総利益	4,252,194	4,242,173
販売費及び一般管理費	注2、注3 2,328,088	注2、注3 2,481,084
営業利益	1,924,105	1,761,089
営業外収益		
受取利息	19,563	23,306
受取配当金	44,092	52,036
仕入割引	13,043	14,175
不動産賃貸料	32,076	29,547
為替差益	21,636	65,335
補助金収入	28,841	32,593
その他	15,352	14,837
営業外収益合計	174,605	231,832
営業外費用		
支払利息	14,196	14,302
売上割引	12,202	11,991
賃貸収入原価	10,030	9,906
その他	378	375
営業外費用合計	36,808	36,576
経常利益	2,061,903	1,956,344
特別利益		
固定資産売却益	注4 803	注4 1,250
投資有価証券売却益	46	0
受取補償金	252,633	141,403
災害損失引当金戻入	6,470	-
特別利益合計	259,953	142,653
特別損失		
固定資産除却損	注5 16,324	注5 14,697
固定資産売却損	注6 84	-
減損損失	-	注7 413,971
特別損失合計	16,408	428,669
税金等調整前当期純利益	2,305,448	1,670,328
法人税、住民税及び事業税	856,324	685,680
法人税等調整額	14,819	7,031
法人税等合計	871,144	692,712
少数株主損益調整前当期純利益	1,434,304	977,616
当期純利益	1,434,304	977,616

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,434,304	977,616
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	278,063	650,295
為替換算調整勘定	257,826	317,653
退職給付に係る調整額	-	62,181
その他の包括利益合計	注1 535,890	注1 1,030,130
包括利益	1,970,194	2,007,746
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,970,194	2,007,746
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,034,000	571,695	23,840,246	327,627	25,118,315
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,034,000	571,695	23,840,246	327,627	25,118,315
当期変動額					
剰余金の配当			317,977		317,977
当期純利益			1,434,304		1,434,304
自己株式の取得				1,143	1,143
自己株式の処分		17,653		23,184	40,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		17,653	1,116,326	22,041	1,156,020
当期末残高	1,034,000	589,348	24,956,573	305,585	26,274,336

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	330,716	95,601		235,114	25,353,430
会計方針の変更による累積的影響額					
会計方針の変更を反映した当期首残高	330,716	95,601		235,114	25,353,430
当期変動額					
剰余金の配当					317,977
当期純利益					1,434,304
自己株式の取得					1,143
自己株式の処分					40,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	278,063	257,826	23,635	512,254	512,254
当期変動額合計	278,063	257,826	23,635	512,254	1,668,275
当期末残高	608,779	162,224	23,635	747,368	27,021,705

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,034,000	589,348	24,956,573	305,585	26,274,336
会計方針の変更による累積的影響額			61,885		61,885
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,034,000	589,348	25,018,459	305,585	26,336,222
当期変動額					
剰余金の配当			358,721		358,721
当期純利益			977,616		977,616
自己株式の取得				429	429
自己株式の処分		18,439		20,809	39,249
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		18,439	618,894	20,380	657,714
当期末残高	1,034,000	607,788	25,637,354	285,205	26,993,937

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	608,779	162,224	23,635	747,368	27,021,705
会計方針の変更による累積的影響額					61,885
会計方針の変更を反映した当期首残高	608,779	162,224	23,635	747,368	27,083,591
当期変動額					
剰余金の配当					358,721
当期純利益					977,616
自己株式の取得					429
自己株式の処分					39,249
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	650,295	317,653	62,181	1,030,130	1,030,130
当期変動額合計	650,295	317,653	62,181	1,030,130	1,687,845
当期末残高	1,259,075	479,877	38,545	1,777,499	28,771,436

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,305,448	1,670,328
減価償却費	787,096	773,275
減損損失	-	413,971
貸倒引当金の増減額(は減少)	40	80
賞与引当金の増減額(は減少)	15,000	15,000
役員賞与引当金の増減額(は減少)	-	5,000
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	-	3,097
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	32,250	32,313
災害損失引当金の増減額(は減少)	11,049	-
資産撤去引当金の増減額(は減少)	25,000	-
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	-	8,673
固定資産売却損益(は益)	718	1,250
固定資産除却損	16,324	14,697
投資有価証券売却損益(は益)	46	0
受取利息及び受取配当金	63,656	75,343
支払利息	14,196	14,302
受取補償金	252,633	141,403
売上債権の増減額(は増加)	32,027	652,830
たな卸資産の増減額(は増加)	324,166	215,712
仕入債務の増減額(は減少)	85,286	153,590
未払消費税等の増減額(は減少)	20,247	33,005
その他	83,208	91,120
小計	2,960,617	2,462,519
利息及び配当金の受取額	61,854	92,116
利息の支払額	14,141	14,330
法人税等の支払額	818,695	875,282
補償金の受取額	252,633	141,403
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,442,268	1,806,426

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	900,000	728,100
定期預金の預入による支出	1,200,000	900,000
有形固定資産の取得による支出	398,912	959,999
有形固定資産の売却による収入	955	1,389
無形固定資産の取得による支出	4,813	36,483
投資有価証券の取得による支出	60,685	100,616
投資有価証券の売却による収入	224	2
生命保険積立金の解約による収入	-	41,825
生命保険積立金の積立による支出	18,914	51,687
その他	32,561	33,884
投資活動によるキャッシュ・フロー	814,706	1,311,353
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,335,100	1,277,000
短期借入金の返済による支出	1,340,299	1,395,698
差入保証金の回収による収入	-	51,248
ファイナンス・リース債務の返済による支出	33,204	43,949
自己株式の取得による支出	1,143	429
自己株式の売却による収入	40,838	39,249
配当金の支払額	316,232	357,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	314,941	429,981
現金及び現金同等物に係る換算差額	50,691	58,922
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,363,311	124,014
現金及び現金同等物の期首残高	8,927,642	10,290,954
現金及び現金同等物の期末残高	注1 10,290,954	注1 10,414,968

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

ネクサス・エレケミックCO.,LTD.

サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.

(2) 非連結子会社の名称

株式会社川口ニッカ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

持分法を適用した会社の名称

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社川口ニッカ

持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

ネクサス・エレケミックCO.,LTD.および サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

b その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

主として月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

提出会社は定率法、在外連結子会社は定額法。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～20年

機械装置及び運搬具 4～8年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

環境対策引当金

提出会社は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業(株)から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

タイの在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分がないため全て純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が33,676千円増加し、退職給付に係る負債が61,974千円減少し、利益剰余金が61,885千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ13,885千円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い)

当社は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日)を当連結会計年度より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による連結財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(退職給付関係)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更し、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

なお、連結財務諸表の組替えの内容及び連結財務諸表の主な項目に係る前連結会計年度における金額は当該箇所に記載しております。

(追加情報)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、第86期連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)において、当社の従業員持株会との連携によるESOPストラクチャーである「従業員持株会連携型ESOP」を導入しております。

従業員持株会連携型ESOPにおいて、当社株式の保有及び処分を行う信託(以下「本信託」といいます。)を設定のうえ、本信託の受託社(以下「受託者」といいます。)が、(i)借入れにより調達した資金をもって当社が処分する自己株式である株式を取得したうえ、当社の従業員持株会である「にっかさん従業員持株会」(以下「当社持株会」といいます。)による当社株式の継続的かつ安定的な買付けに資するために、本信託の信託財産に属する当社株式を売り付けること、(ii)本信託の信託財産に属する当社株式につき、当社持株会の会員(以下「会員」といいます。)の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、(iii)本信託の信託財産に属する当社株式の売却によって当該借入れ返済後に余剰が生じる場合、金銭を会員に交付すること等を実施いたします。なお、当社は、受託者による借入れについて保証いたしますので、万一本信託の終了時まで当社株式の売却による当該借入れの返済に不足が生じる場合等には保証履行を行うこととなります。よって当社株価の下落により、信託終了時点において信託財産内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合には、保証契約に基づいて、当社が保証人として当該残債を一括弁済(保証履行)することとなりますが、従業員への負担は一切ございません。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価格は前連結会計年度66,731千円、当連結会計年度38,198千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数は前連結会計年度64,000株、当連結会計年度12,000株であり、期中平均株式数は、前連結会計年度95,225株、当連結会計年度39,195株であります。期末株式数及び期中平均株式数は1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

(連結貸借対照表関係)

注1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資有価証券(株式)	8,000千円	8,000千円

注2 担保に供している資産

(イ)埼玉工場財団及び福島工場財団

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
建物及び構築物	583,065千円	614,172千円
機械装置	1,028,450千円	1,221,508千円
土地	153,961千円	153,961千円
工場財団合計	1,765,477千円	1,989,642千円

(ロ)青柳工場

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
建物	289千円	146千円
土地	52,327千円	52,327千円

(ハ)大阪支店

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
建物	6,569千円	6,014千円
土地	14,786千円	14,786千円

上記に対する債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
短期借入金	240,600千円	262,600千円

(連結損益計算書関係)

注1 売上原価に含まれている棚卸資産評価損は次のとおりであります。(は戻入益)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
商品	703千円	773千円
製品	11,699千円	1,474千円
仕掛品	3,144千円	20,962千円
原材料	3,441千円	9,377千円
計	10,698千円	29,638千円

注2 販売費及び一般管理費の主なもの

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
運送費及び保管費	424,535千円	419,254千円
給与賞与	662,685千円	685,239千円
賞与引当金繰入額	108,492千円	106,457千円
役員賞与引当金繰入額	25,000千円	20,000千円
退職給付費用	50,022千円	52,332千円
研究開発費	385,810千円	384,930千円
債務保証損失引当金繰入額	千円	8,673千円

注3 研究開発費の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
販売費及び一般管理費	385,810千円	384,930千円

注4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物及び構築物	46千円	千円
機械装置及び運搬具	757千円	1,250千円
計	803千円	1,250千円

注5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物及び構築物	1,053千円	5,905千円
機械装置及び運搬具	13,779千円	8,349千円
工具、器具及び備品	551千円	442千円
無形固定資産	940千円	千円
計	16,324千円	14,697千円

注6 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
機械装置及び運搬具	84千円	千円
計	84千円	千円

注7 減損損失

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当連結会計年度において当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
タイ国アユタヤ	メッキ加工	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品

当社グループの資産のグルーピングは事業の種類別セグメントを基準に行っております。

連結子会社は原則として事業会社を1つの資産グループとし、重要性のある会社は管理会計上の区分等をもとに資産をグルーピングしております。連結子会社であるネクサス・エレケミックCO.,LTD.は、パソコン関連需要の落ち込みや複数購買化・仕様変更等の影響が長期化し、収益性が著しく低下したため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(413,971千円)として特別損失に計上いたしました。

その内訳は建物及び構築物 145,574千円、機械装置及び運搬具 235,274千円、工具、器具及び備品 33,122千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを4.5%で割り引いて算出しております。

(連結包括利益計算書関係)

注1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	429,773千円	918,858千円
組替調整額	千円	千円
税効果調整前	429,773千円	918,858千円
税効果額	151,710千円	268,563千円
その他有価証券評価差額金	278,063千円	650,295千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	257,826千円	317,653千円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	千円	89,417千円
組替調整額	千円	4,050千円
税効果調整前	千円	93,467千円
税効果額	千円	31,286千円
退職給付に係る調整額	千円	62,181千円
その他の包括利益合計	535,890千円	1,030,130千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,680,000			20,680,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	820,225	1,619	58,000	763,844

(注)当連結会計年度末の内64,000株は、「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」所有のものであります

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)からにかさん従業員持株会への売却による減少
58千株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年5月10日 取締役会(注1)	普通株式	159,854	8.00	平成25年3月31日	平成25年6月11日
平成25年11月8日 取締役会(注2)	普通株式	159,851	8.00	平成25年9月30日	平成25年12月6日

(注1) 配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式122,000株に対する配当金976千円を含んでおります。

(注2) 配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式94,000株に対する配当金752千円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月9日 取締役会(注1、注 2)	普通株式	利益剰余金	179,821	9.00	平成26年3月31日	平成26年6月11日

(注1)配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式64,000株に対する配当金576千円を含んでおります。

(注2)1株当たり配当額9円には、日本化学産業株式会社の前身である柳澤有機化学工業所発足75年の記念配当1円を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,680,000			20,680,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	763,844	561	52,000	712,405

(注)当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」が保有する自社の株式がそれぞれ、64,000株、12,000株含まれております。

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 0千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)からにかさん従業員持株会への売却による減少
52千株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月9日 取締役会(注1、注2)	普通株式	179,821	9.00	平成26年3月31日	平成26年6月11日
平成26年11月7日 取締役会(注3)	普通株式	179,817	9.00	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(注1)配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式64,000株に対する配当金576千円を含んでおります。

(注2)1株当たり配当額9円には、日本化学産業株式会社の前身である柳澤有機化学工業所発足満75年の記念配当1円を含んでおります。

(注3)配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式38,000株に対する配当金342千円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月14日 取締役会(注1)	普通株式	利益剰余金	179,816	9.00	平成27年3月31日	平成27年6月10日

(注1)配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式12,000株に対する配当金108千円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

注1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金	10,703,304千円	10,714,968千円
預入期間が3ヵ月を超える 定期預金	412,350千円	300,000千円
現金及び現金同等物	10,290,954千円	10,414,968千円

2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	2,493千円	2,551千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、海外連結子会社におけるフォークリフト(車両運搬具)および提出会社における業務システム用機器であります。

・無形固定資産

提出会社における人事関連システム(ソフトウェア)であります。

リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金・金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については、銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、銀行に対し長期性預金を実施しております。

長期性預金には期日前解約特約付預金(コーラブル預金)が含まれております。

仕入債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、すべて返済期日は1年以内の短期借入金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は社内管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理室等が、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、適宜、取引先の与信調査を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、輸出に係る売上債権と、原材料等の輸入に伴う仕入債務がありますが、信用リスク及び為替のリスクを回避するため、主に国内の商社を通じた取引や円建ての取引を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告するとともに、適宜発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引については、極力行わない方針ではありますが、変動リスクに対するヘッジ取引を目的として止むを得ずデリバティブ取引を行う場合は、社内規定に基づき取締役会が承認することになっております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、総務部が月次に資金計画を作成するなどの方法により流動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,703,304	10,703,304	
(2) 受取手形及び売掛金	5,729,037	5,729,037	
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	219,129	224,780	5,650
其他有価証券	2,464,486	2,464,486	
(4) 長期預金	2,100,000	2,006,526	93,473
資産計	21,215,957	21,128,135	87,822
(1) 支払手形及び買掛金	2,154,451	2,154,451	
(2) 短期借入金	636,313	636,313	
負債計	2,790,764	2,790,764	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 長期預金

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	94,873

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,703,304			
受取手形及び売掛金	5,729,037			
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)				200,000
長期預金				2,100,000
合計	16,432,341			2,300,000

(注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	636,313					

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金・金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については、銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、銀行に対し長期性預金を実施しております。

長期性預金には期日前解約特約付預金(コーラブル預金)が含まれております。

仕入債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、すべて返済期日は1年以内の短期借入金であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は社内管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理室等が、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、適宜、取引先の与信調査を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、輸出に係る売上債権と、原材料等の輸入に伴う仕入債務がありますが、信用リスク及び為替のリスクを回避するため、主に国内の商社を通じた取引や円建ての取引を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告するとともに、適宜発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引については、極力行わない方針ではありますが、変動リスクに対するヘッジ取引を目的として止むを得ずデリバティブ取引を行う場合は、社内規定に基づき取締役会が承認することになっております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、総務部が月次に資金計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,714,968	10,714,968	
(2) 受取手形及び売掛金	6,408,936	6,408,936	
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	317,626	327,490	9,863
其他有価証券	3,477,744	3,477,744	
(4) 長期預金	2,400,000	2,353,696	46,303
資産計	23,319,275	23,282,836	36,439
(1) 支払手形及び買掛金	2,317,031	2,317,031	
(2) 短期借入金	535,614	535,614	
負債計	2,852,645	2,852,645	

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 長期預金

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	101,118

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,714,968			
受取手形及び売掛金	6,408,936			
投資有価証券				
満期保有目的の債券(社債)				300,000
長期預金				2,400,000
合計	17,123,905			2,700,000

(注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	535,614					

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 満期保有目的の債券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	219,129	224,780	5,650
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
合計	219,129	224,780	5,650

2 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	2,026,126	1,037,538	988,588
債券			
その他	20,077	16,052	4,024
小計	2,046,204	1,053,590	992,613
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	418,282	470,790	52,507
債券			
その他			
小計	418,282	470,790	52,507
合計	2,464,486	1,524,381	940,105

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額86,873千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 満期保有目的の債券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	217,626	230,540	12,913
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	100,000	96,950	3,050
合計	317,626	327,490	9,863

2 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	3,451,585	1,608,923	1,842,661
債券			
その他	26,142	16,082	10,060
小計	3,477,727	1,625,005	1,852,722
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	16	18	2
債券			
その他			
小計	16	18	2
合計	3,477,744	1,625,024	1,852,719

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 93,118千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度であります)及び退職一時金制度(非積立型制度であります)を設けております。

また、複数事業主制度の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、退職給付債務の計算に含めておりません。

なお、タイの在外連結子会社は、確定給付型の退職給付制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、73,327千円でありま

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況(平成25年3月31日現在)

年金資産の額	465,229,761千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額(注)	497,125,089千円
差引額	31,895,327千円

(注)前連結会計年度においては「年金財政計算上の給付債務の額」と掲記していた項目であります。

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

0.39%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高49,513,510千円と当年度剰余金17,618,182千円との差額であります。また、未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率1.55%、加入員負担掛金率0.15%、償却残余期間は平成25年4月1日で9年であります。

なお、上記(2)の割合は実際の負担割合とは一致しておりません。

3 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除きます。)

イ 退職給付債務の期首残高	1,166,621千円
ロ 勤務費用	61,333千円
ハ 利息費用	23,332千円
ニ 数理計算上の差異の発生額	132,377千円
ホ 退職給付の支払額	47,686千円
ヘ 退職給付債務の期末残高 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	1,335,979千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除きます。)

イ	年金資産の期首残高	896,993千円
ロ	期待運用収益	17,939千円
ハ	数理計算上の差異の発生額	55,944千円
ニ	事業主からの拠出額	104,425千円
ホ	退職給付の支払額	39,476千円
ヘ	年金資産の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	1,035,826千円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	退職給付に係る負債の期首残高	4,634千円
ロ	退職給付費用	4,459千円
ハ	退職給付の支払額	千円
ニ	制度への拠出額	千円
ホ	その他	622千円
ヘ	退職給付に係る負債の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	9,715千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	1,078,737千円
ロ	年金資産	1,035,826千円
ハ	小計 (イ + ロ)	42,911千円
ニ	非積立型制度の退職給付債務	266,956千円
ホ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (ハ + ニ)	309,868千円
ヘ	退職給付に係る負債	309,868千円
ト	退職給付に係る資産	千円
チ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (ヘ + ト)	309,868千円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

イ	勤務費用	61,333千円
ロ	利息費用	23,332千円
ハ	期待運用収益	17,939千円
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	10,419千円
ホ	過去勤務費用の費用処理額	1,219千円
ヘ	簡便法で計算した退職給付費用	4,459千円
ト	その他	千円
チ	確定給付制度に係る退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ +	80,385千円
ヘ	+ト)	

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

イ 未認識過去勤務費用	1,423 千円
ロ 未認識数理計算上の差異	37,954 千円
ハ 合計 (イ+ロ)	36,531 千円

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

イ 株式	32 %
ロ 債券	22 %
ハ 一般勘定	44 %
ニ その他	2 %
ホ 合計 (イ+ロ+ハ+ニ)	100 %

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.2%
長期期待運用収益率	2.0%

(追加情報)

退職給付債務等の計算基礎について、期首時点の計算において適用した割引率は2%でありましたが、期末時点において安全性が高い利回りに基づき、再検討を行った結果、割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断し、計算に適用する割引率を1.2%に変更しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 採用している退職給付の概要

当社は確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度であります)及び退職一時金制度(非積立型制度であります)を設けております。

また、複数事業主制度の厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産の額が合理的に計算できないため、退職給付債務の計算に含めておりません。

なお、タイの在外連結子会社は、確定給付型の退職給付制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、74,336千円でありませ

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況(平成26年3月31日現在)

年金資産の額	512,488,715千円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	522,289,904千円
差引額	9,801,188千円

(注)前連結会計年度においては「年金財政計算上の給付債務の額」と掲記していた項目であります。

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

0.40%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高45,242,009千円と当年度剰余金35,440,820千円との差額であります。また、未償却過去勤務債務残高の内訳は特別掛金収入現価であり、償却方法は元利均等方式、事業主負担掛金率1.55%、加入員負担掛金率0.15%、償却残余期間は平成26年4月1日で8年であります。

なお、上記(2)の割合は実際の負担割合とは一致しておりません。

3 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除きます。)

イ 退職給付債務の期首残高	1,335,979千円
ロ 会計方針の変更による累積的影響額	95,650千円
ハ 会計方針の変更を反映した期首残高(イ+ロ)	1,240,328千円
ニ 勤務費用	85,322千円
ホ 利息費用	14,883千円
ヘ 数理計算上の差異の発生額	145千円
ト 退職給付の支払額	74,303千円
チ 退職給付債務の期末残高 (ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	1,266,086千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除きます。)

イ	年金資産の期首残高	1,035,826 千円
ロ	期待運用収益	20,716 千円
ハ	数理計算上の差異の発生額	89,271 千円
ニ	事業主からの拠出額	105,297 千円
ホ	退職給付の支払額	60,796 千円
ヘ	年金資産の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	1,190,315 千円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	退職給付に係る負債の期首残高	9,715 千円
ロ	退職給付費用	2,594 千円
ハ	退職給付の支払額	千円
ニ	制度への拠出額	千円
ホ	その他	1,361 千円
ヘ	退職給付に係る負債の期末残高 (イ + ロ + ハ + ニ + ホ)	13,671 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	1,021,672 千円
ロ	年金資産	1,190,315 千円
ハ	小計 (イ + ロ)	168,642 千円
ニ	非積立型制度の退職給付債務	258,085 千円
ホ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (ハ + ニ)	89,442 千円
ヘ	退職給付に係る負債	258,085 千円
ト	退職給付に係る資産	168,642 千円
チ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (ヘ + ト)	89,442 千円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

イ	勤務費用	85,322 千円
ロ	利息費用	14,883 千円
ハ	期待運用収益	20,716 千円
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	5,270 千円
ホ	過去勤務費用の費用処理額	1,219 千円
ヘ	簡便法で計算した退職給付費用	2,594 千円
ト	その他	千円
チ	確定給付制度に係る退職給付費用(イ + ロ + ハ + ニ + ホ +	86,135 千円
ヘ	+ト)	

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

イ 過去勤務費用	1,219 千円
ロ 数理計算上の差異	94,687 千円
ハ 合計(イ+ロ)	93,467 千円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

イ 未認識過去勤務費用	203 千円
ロ 未認識数理計算上の差異	56,733 千円
ハ 合計(イ+ロ)	56,936 千円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

イ 株式	36 %
ロ 債券	22 %
ハ 一般勘定	40 %
ニ その他	1 %
ホ 合計(イ+ロ+ハ+ニ)	100 %

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.2%
長期期待運用収益率	2.0%

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	116,490千円	104,265千円
未払事業税	32,098千円	29,956千円
長期未払金	14,160千円	12,957千円
退職給付に係る負債	107,897千円	75,242千円
投資有価証券評価損	76,428千円	69,933千円
減損損失	108,937千円	176,017千円
減価償却費	79,738千円	81,650千円
資産除去債務	39,840千円	37,278千円
繰越欠損金	58,593千円	75,280千円
その他	23,065千円	40,882千円
繰延税金資産小計	657,250千円	703,463千円
評価性引当額	千円	147,649千円
繰延税金資産合計	657,250千円	555,814千円
繰延税金負債		
在外子会社留保利益	136,428千円	85,928千円
退職給付に係る資産	千円	48,034千円
固定資産圧縮積立金	404,103千円	369,610千円
その他有価証券評価差額金	332,147千円	600,710千円
その他	8,751千円	8,868千円
繰延税金負債合計	881,430千円	1,113,153千円
繰延税金資産の純額	224,180千円	557,339千円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
流動資産 繰延税金資産	165,292千円	169,169千円
固定資産 繰延税金資産	53,594千円	5,816千円
固定負債 繰延税金負債	443,067千円	732,325千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	35.3%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.2%
受取配当金等永久に損金に算入されない項目		0.5%
試験研究費税額控除		1.9%
外国税額控除		0.2%
福島復興産業特別地区税額控除		3.9%
住民税均等割額		0.7%
在外子会社税率差異		1.0%
在外子会社税金資産取崩		3.5%
在外子会社減損損失		8.7%
在外子会社留保利益		3.0%
その他		1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		41.5%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が48,981千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が8,520千円、その他有価証券評価差額金額が55,793千円、退職給付に係る調整累計額が1,708千円それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

河川法に基づく占有許可の期間満了に伴う構築物(橋梁)の原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から60年と見積り、割引率は2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
期首残高	110,368千円	112,861千円
時の経過による調整額	2,493千円	2,551千円
期末残高	112,861千円	115,412千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社グループは、本社において「薬品事業」「建材事業」に関する国内及び海外の包括的な戦略を立案し、これを基に、「薬品事業」については、薬品営業本部、薬品生産本部、海外子会社等で、「建材事業」については、建材本部で、具体的な事業活動を展開しております。

また、「薬品事業」は、銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、ナフテン酸・オクチル酸等の金属石鹸、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液の製造販売及びめっき加工をしております。

「建材事業」は防火通気見切縁、耐震補強材、内装用間仕切壁、郵便ポスト、手摺・笠木、金属製雨戸等の住宅用建材製品、熱交換器「クールフィン」ほかその他建材製品の製造販売をしております。

従って当社グループは、製品・サービス別セグメントから構成されている「薬品事業」及び「建材事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の「薬品事業」のセグメント利益が11,518千円減少し、「建材事業」のセグメント利益が1,620千円減少し、「調整額」のセグメント利益が745千円減少しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1、2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	15,595,733	3,494,737	19,090,471		19,090,471
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	15,595,733	3,494,737	19,090,471		19,090,471
セグメント利益	1,234,919	1,110,928	2,345,848	421,742	1,924,105
セグメント資産	12,408,262	1,731,139	14,139,402	18,097,225	32,236,627
その他の項目					
減価償却費	730,193	39,630	769,823	17,272	787,096
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	374,185	66,454	440,640	1,634	442,275

(注) 1. セグメント利益の調整額 421,742千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社本社での総務部等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント資産の調整額18,097,225千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1、2	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	16,412,836	3,258,719	19,671,556		19,671,556
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	16,412,836	3,258,719	19,671,556		19,671,556
セグメント利益	1,280,048	920,256	2,200,304	439,215	1,761,089
セグメント資産	12,754,633	1,674,128	14,428,761	19,840,357	34,269,118
その他の項目					
減価償却費	709,814	44,156	753,970	19,304	773,275
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,030,727	60,810	1,091,538	1,414	1,090,123

- (注) 1. セグメント利益の調整額 439,215千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社本社での総務部等管理部門に係る費用であります。
2. セグメント資産の調整額19,840,357千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。
3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア・オセアニア	その他	合計
16,331,524	2,720,474	38,471	19,090,471

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アジア・オセアニア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド

その他：米国、ヨーロッパ諸国他

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	タイ	合計
4,382,702	1,388,768	5,771,470

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア・オセアニア	その他	合計
16,448,581	3,182,471	40,504	19,671,556

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アジア・オセアニア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド

その他：米国、ヨーロッパ諸国他

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	タイ	合計
4,533,833	1,288,510	5,822,344

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	薬品事業	建材事業	計		
減損損失	413,971		413,971		413,971

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	1,356.77円	1,440.91円
1株当たり当期純利益金額	72.13円	49.03円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、2.40円増加し、1株当たりの当期純利益金額は0.70円減少しております。

(注) 3 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度95,225株、当連結会計年度39,195株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度64,000株、当連結会計年度12,000株であります。

(注) 4 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,434,304	977,616
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,434,304	977,616
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,885	19,940
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株	新株予約権(信託型ライツ・プラン)潜在株式の数25,000千株

(注) 「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(前連結会計年度64,000株、当連結会計年度12,000株)は、1株当たり情報の算定の基礎となる期中平均株式数から除いております。

(注) 5 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	27,021,705	28,771,436
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	27,021,705	28,771,436
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	19,916	19,967

(注) 「株式会社三井住友銀行(にかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(前連結会計年度64,000株、当連結会計年度12,000株)は、1株当たり情報の算定の基礎となる期末普通株式数から除いております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	636,313	535,614	1.5	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務	40,520	18,386		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	45,052	27,346		平成28年10月～ 平成30年7月
その他有利子負債				
合計	721,886	581,347		

(注) 1 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を計算しておりません。

- 2 短期借入金の当期末残高には、従業員持株会連携型ESOPによる借入金29,414千円が含まれております。
- 3 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	15,029	11,933	383	

【資産除去債務明細表】

「資産除去債務関係」注記において記載しておりますので、省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	4,772,804	9,619,972	14,603,827	19,671,556
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額 (千円)	511,338	967,869	1,575,998	1,670,328
四半期(当期)純利益金額 (千円)	319,023	620,419	1,005,728	977,616
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	16.02	31.13	50.45	49.03

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 又は 1株当たり 四半期純損失金額() (円)	16.02	15.12	19.32	1.41

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,345,498	10,488,963
受取手形	1,596,479	1,723,454
売掛金	注2 3,959,483	注2 4,293,496
商品及び製品	925,053	1,177,475
仕掛品	1,023,872	1,001,180
原材料及び貯蔵品	1,657,078	1,229,616
繰延税金資産	165,042	167,940
その他	136,397	42,343
貸倒引当金	1,670	1,750
流動資産合計	19,807,235	20,122,721
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,012,907	1,005,039
構築物	125,728	131,996
機械及び装置	1,183,749	1,338,233
車両運搬具	8,012	15,615
工具、器具及び備品	103,973	133,074
土地	1,831,027	1,831,027
リース資産	47,776	35,382
建設仮勘定	69,527	43,463
有形固定資産合計	注1 4,382,702	注1 4,533,833

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
無形固定資産		
借地権	742	742
ソフトウェア	2,073	1,301
リース資産	5,800	2,900
電話加入権	7,848	7,848
施設利用権	332	407
ソフトウェア仮勘定	-	42,328
無形固定資産合計	16,797	55,529
投資その他の資産		
投資有価証券	2,770,490	3,888,489
関係会社株式	791,327	949,827
出資金	1,810	1,810
長期前払費用	138,942	159,041
前払年金費用		91,776
生命保険積立金	440,459	452,037
保険積立金	228,977	228,977
長期預金	2,100,000	2,400,000
その他	4,226	4,535
貸倒引当金	1,570	1,570
投資その他の資産合計	6,474,664	8,174,925
固定資産合計	10,874,163	12,764,288
資産合計	30,681,399	32,887,009
負債の部		
流動負債		
支払手形	700,508	657,047
買掛金	注2 1,409,837	注2 1,572,527
短期借入金	注1 507,913	注1 462,414
リース債務	16,059	16,059
未払金	167,485	152,433
未払費用	注2 267,989	注2 336,801
未払法人税等	474,198	284,564
未払消費税等	65,549	98,554
前受金	8,842	2,890
預り金	11,799	12,572
賞与引当金	330,000	315,000
役員賞与引当金	25,000	20,000
債務保証損失引当金	-	8,673
設備関係支払手形	27,715	123,655
その他	98	43
流動負債合計	4,012,996	4,063,237

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
固定負債		
長期未払金	40,116	40,116
リース債務	40,196	24,137
繰延税金負債	319,162	627,745
退職給付引当金	263,621	224,483
環境対策引当金	9,532	9,532
資産除去債務	112,861	115,412
その他	6,737	5,416
固定負債合計	792,227	1,046,843
負債合計	4,805,223	5,110,081
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金		
資本準備金	337,867	337,867
その他資本剰余金	251,481	269,920
資本剰余金合計	589,348	607,788
利益剰余金		
利益準備金	258,500	258,500
その他利益剰余金	23,691,133	24,902,770
研究開発積立金	125,000	125,000
配当準備積立金	55,000	55,000
固定資産圧縮積立金	740,665	774,683
別途積立金	20,550,500	21,750,500
繰越利益剰余金	2,219,967	2,197,586
利益剰余金合計	23,949,633	25,161,270
自己株式	305,585	285,205
株主資本合計	25,267,396	26,517,853
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	608,779	1,259,075
評価・換算差額等合計	608,779	1,259,075
純資産合計	25,876,175	27,776,928
負債純資産合計	30,681,399	32,887,009

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
売上高	注1 18,551,959	注1 18,632,971
売上原価	注1 14,345,290	注1 14,513,680
売上総利益	4,206,668	4,119,291
販売費及び一般管理費	注1、注2 2,180,901	注2 2,255,807
営業利益	2,025,766	1,863,483
営業外収益		
受取利息	12,905	16,436
有価証券利息	2,836	2,836
受取配当金	44,092	52,036
仕入割引	13,043	14,175
不動産賃貸料	32,076	29,547
為替差益	24,590	66,120
補助金収入	28,841	32,593
雑収入	14,618	13,869
営業外収益合計	173,004	227,615
営業外費用		
支払利息	9,634	9,252
売上割引	12,202	11,991
賃貸収入原価	10,030	9,906
雑支出	378	374
営業外費用合計	32,245	31,526
経常利益	2,166,525	2,059,572
特別利益		
固定資産売却益	803	570
投資有価証券売却益	46	0
受取補償金	注3 252,633	注3 141,403
災害損失引当金戻入	6,470	-
特別利益合計	259,953	141,973
特別損失		
固定資産除却損	13,074	11,508
特別損失合計	13,074	11,508
税引前当期純利益	2,413,404	2,190,038
法人税、住民税及び事業税	855,500	678,209
法人税等調整額	29,034	3,356
法人税等合計	884,534	681,566
当期純利益	1,528,870	1,508,472

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,034,000	337,867	233,828	571,695
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,034,000	337,867	233,828	571,695
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			17,653	17,653
固定資産圧縮積立金の 取崩				
実効税率変更に伴う 積立金の増加				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)				
当期変動額合計			17,653	17,653
当期末残高	1,034,000	337,867	251,481	589,348

	株主資本						
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
研究開発積立金		配当準備積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	258,500	125,000	55,000	740,778	19,350,500	2,208,961	22,738,740
会計方針の変更による 累積的影響額							
会計方針の変更を反映 した当期首残高	258,500	125,000	55,000	740,778	19,350,500	2,208,961	22,738,740
当期変動額							
剰余金の配当						317,977	317,977
当期純利益						1,528,870	1,528,870
自己株式の取得							
自己株式の処分							
固定資産圧縮積立金の 取崩				117		117	
実効税率変更に伴う 積立金の増加				4		4	
別途積立金の積立					1,200,000	1,200,000	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)							
当期変動額合計				113	1,200,000	11,006	1,210,892
当期末残高	258,500	125,000	55,000	740,665	20,550,500	2,219,967	23,949,633

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327,627	24,016,809	330,716	330,716	24,347,525
会計方針の変更による 累積的影響額					
会計方針の変更を反映 した当期首残高	327,627	24,016,809	330,716	330,716	24,347,525
当期変動額					
剰余金の配当		317,977			317,977
当期純利益		1,528,870			1,528,870
自己株式の取得	1,143	1,143			1,143
自己株式の処分	23,184	40,838			40,838
固定資産圧縮積立金の 取崩					
実効税率変更に伴う 積立金の増加					
別途積立金の積立					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			278,063	278,063	278,063
当期変動額合計	22,041	1,250,586	278,063	278,063	1,528,650
当期末残高	305,585	25,267,396	608,779	608,779	25,876,175

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,034,000	337,867	251,481	589,348
会計方針の変更による 累積的影響額				
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,034,000	337,867	251,481	589,348
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			18,439	18,439
固定資産圧縮積立金 の取崩				
実効税率変更に伴う 積立金の増加				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)				
当期変動額合計			18,439	18,439
当期末残高	1,034,000	337,867	269,920	607,788

	株主資本						
	利益準備金	利益剰余金					利益剰余金合計
		その他利益剰余金					
		研究開発積立金	配当準備積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	258,500	125,000	55,000	740,665	20,550,500	2,219,967	23,949,633
会計方針の変更による 累積的影響額						61,885	61,885
会計方針の変更を反映 した当期首残高	258,500	125,000	55,000	740,665	20,550,500	2,281,853	24,011,518
当期変動額							
剰余金の配当						358,721	358,721
当期純利益						1,508,472	1,508,472
自己株式の取得							
自己株式の処分							
固定資産圧縮積立金 の取崩				306		306	
実効税率変更に伴う 積立金の増加				34,325		34,325	
別途積立金の積立					1,200,000	1,200,000	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)							
当期変動額合計				34,018	1,200,000	84,267	1,149,751
当期末残高	258,500	125,000	55,000	774,683	21,750,500	2,197,586	25,161,270

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	305,585	25,267,396	608,779	608,779	25,876,175
会計方針の変更による 累積的影響額		61,885			61,885
会計方針の変更を反映 した当期首残高	305,585	25,329,281	608,779	608,779	25,938,061
当期変動額					
剰余金の配当		358,721			358,721
当期純利益		1,508,472			1,508,472
自己株式の取得	429	429			429
自己株式の処分	20,809	39,249			39,249
固定資産圧縮積立金の 取崩					
実効税率変更に伴う 積立金の増加					
別途積立金の積立					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			650,295	650,295	650,295
当期変動額合計	20,380	1,188,571	650,295	650,295	1,838,866
当期末残高	285,205	26,517,853	1,259,075	1,259,075	27,776,928

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価引下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～20年

機械装置 5～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

(5) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」によって、処理することが義務づけられているPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当社で保管中であるPCB廃棄物について、日本環境安全事業㈱から公表されている処理単価に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。

(6) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が33,676千円増加し、退職給付引当金が61,974千円減少し、繰越利益剰余金が61,885千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ13,885千円減少しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額が2.40円増加し、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額はそれぞれ0.70円減少しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い)

当社は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日)を当事業年度より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による個別財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

注1 担保に供している固定資産

(イ)埼玉工場財団及び福島工場財団

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	475,966千円	498,495千円
構築物	107,098千円	115,676千円
機械及び装置	1,028,450千円	1,221,508千円
土地	153,961千円	153,961千円
工場財団合計	1,765,477千円	1,989,642千円

(ロ)青柳工場

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	289千円	146千円
土地	52,327千円	52,327千円

(ハ)大阪支店

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	6,569千円	6,014千円
土地	14,786千円	14,786千円

上記に対する債務

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期借入金	240,600千円	262,600千円

注2 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期金銭債権	2,495千円	318千円
短期金銭債務	6,414千円	2,016千円

3 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
ネクサス・エレケミックCO.,LTD	126,800千円 (40,000千BAHT)	74,000千円 (20,000千BAHT)

(損益計算書関係)

注1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	95,601千円	36,125千円
売上原価	151,100千円	118,519千円
販売費及び一般管理費	73千円	千円

注2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
減価償却費	29,173千円	30,561千円
運送費及び保管費	424,535千円	419,254千円
給料及び賞与	611,167千円	607,346千円
役員報酬	85,475千円	92,676千円
賞与引当金繰入額	108,492千円	106,457千円
役員賞与引当金繰入額	25,000千円	20,000千円
退職給付費用	46,746千円	50,141千円
研究開発費	385,810千円	384,930千円
債務保証損失引当金繰入額	千円	8,673千円
おおよその割合		
販売費	24%	25%
一般管理費	76%	75%

注3 東京電力株式会社から公表された賠償基準に基づき、同社に対し福島原子力発電所事故に伴う当社福島第一・第二工場の損害について補償請求を行なっておりました補償金額であります。

(有価証券関係)

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価を把握することができるものではありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	791,327
計	791,327

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価を把握することができるものではありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	949,827
計	949,827

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	116,490千円	104,265千円
未払事業税	32,098千円	29,956千円
長期未払金	14,160千円	12,957千円
退職給付引当金	93,058千円	72,508千円
投資有価証券評価損	76,428千円	69,933千円
減損損失	108,937千円	93,222千円
減価償却費	79,738千円	81,650千円
貸倒引当金	194千円	378千円
資産除去債務	39,840千円	37,278千円
その他	22,619千円	39,275千円
繰延税金資産合計	583,567千円	541,426千円
繰延税金負債		
前払年金費用	千円	29,643千円
固定資産圧縮積立金	404,103千円	369,610千円
その他有価証券評価差額金	332,147千円	600,710千円
その他	1,437千円	1,266千円
繰延税金負債合計	737,687千円	1,001,231千円
繰延税金資産の純額	154,120千円	459,805千円

(注)前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
流動資産 繰延税金資産	165,042千円	167,940千円
固定負債 繰延税金負債	319,162千円	627,745千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率 の間の差異が法定実効税率 の100分の5以下であるた め注記を省略しておりま す。	35.3%
交際費等永久に損金に算入されな い項目		0.1%
受取配当金等永久に損金に算入さ れない項目		0.4%
試験研究費税額控除		1.4%
外国税額控除		0.1%
福島復興産業特別地区税額控除		3.0%
住民税均等割額		0.6%
その他		0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負 担率		31.1%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が47,273千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が8,520千円、その他有価証券評価差額金額が55,793千円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,012,907	92,333	1,810	98,390	1,005,039	3,104,886
	構築物	125,728	24,386	0	18,117	131,996	779,446
	機械及び装置	1,183,749	560,489	3,346	402,658	1,338,233	9,473,193
	車両運搬具	8,012	14,758	27	7,127	15,615	121,656
	工具、器具及び備品	103,973	107,910	117	78,692	133,074	1,283,224
	土地	1,831,027				1,831,027	
	リース資産	47,776			12,394	35,382	26,590
	建設仮勘定	69,527	809,173	835,237		43,463	
	計	4,382,702	1,609,051	840,538	617,380	4,533,833	14,788,998
無形固定資産	借地権	742				742	
	ソフトウェア	2,073			772	1,301	
	リース資産	5,800			2,900	2,900	
	電話加入権	7,848				7,848	
	施設利用権	332	104		28	407	
	ソフトウェア仮勘定		42,328			42,328	
	計	16,797	42,432		3,701	55,529	

(注) 増加の主なものは、機械及び装置で、供給装置設備 88,800千円、ロータリキルン設備 132,800千円であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,240	1,750	1,670	3,320
賞与引当金	330,000	315,000	330,000	315,000
役員賞与引当金	25,000	20,000	25,000	20,000
環境対策引当金	9,532			9,532
債務保証損失引当金		8,673		8,673

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記すべき事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り 又は買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款において、単元未満株式を有する株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利並びに株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しない旨が規定されております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書
事業年度 第89期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月30日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成26年6月30日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書
第90期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月14日関東財務局長に提出。
第90期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月14日関東財務局長に提出。
第90期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)平成27年2月13日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書
平成26年7月1日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6 月26日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 川 崎 浩

業務執行社員 公認会計士 鈴 木 誠

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本化学産業株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本化学産業株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 6 月26日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	川 崎	浩
業務執行社員	公認会計士	鈴 木	誠

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第90期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。